

日韓国交正常化交渉における請求権問題再考

木宮 正史

はじめに

日本の植民地支配の結果生じた経済的な債権債務関係を清算するのが、請求権問題である。1951年に開始され1965年に完結した日韓国交正常化交渉の最も重要な問題が、この請求権問題であったことには異論の余地がない。従って、日韓国交正常化交渉に関する研究でも、請求権問題に焦点が当てられたものが多い¹。また、請求権問題に関しては、1962年11月の大平正芳（日本外相）・金鍾泌（韓国中央情報部部長）間の合意によって、「無償3億ドル、有償2億ドル、商業借款1億ドル以上」について基本的な合意が形成されたという点についても、ほぼ共通認識がある。したがって、請求権問題の交渉に関する研究も、この金鍾泌・大平合意の成立までを主たる対象としている²。さらに、この大平・金鍾泌合意に至る請求権問題の解決に関しては、韓国側が請求権を放棄する代わりに、韓国側の要求に近い金額を日本政府が「経済協力」として無償、有償（政府借款）として供与するという、日本政府が主張する「経済協力方式」によって解決されたというのが一般的な見方である。換言すれば、韓国政府が当初から主張した、植民地支配に対する賠償、補償として受け取ることができなかったのはもちろんだが、植民地支配が帰結した経済的な債権債務関係を清算するという意味での請求権の弁済としての解決という方法も、貫徹されなかったというのが通説である。

本稿の第一の目的は、大平・金鍾泌合意に至る交渉過程に関して、日韓の新史料などの分析³を通して、従来の解釈が見逃していた重要な点を明らかにするとともに、特に、日韓の史料の違いに着目し、交渉に関する日韓の認識の違いが交渉過程にどのような意味をもったのかを明らかにする。本稿の第

¹ 日韓国交正常化交渉に関する代表的な学術的研究として、(李元徳, 1996)、(金斗昇, 2008)、(太田修, 2003)、(吉澤文寿, 2005)を挙げることができる。(李元徳, 1996)、(金斗昇, 2008)が、主として日本外交に焦点を当てたものであるのに対して、(太田, 2003)は韓国外交に焦点を当てたものである。これらは、いずれも請求権問題を主たる対象としている。(吉澤文寿, 2005)は、日韓関係および請求権以外の争点に関する焦点を当てている。同じく請求権問題に焦点を当て、日韓交渉を分析した拙稿としては(木宮正史, 2001)を参照されたい。

² 但し、例外的に(吉澤, 2005)は、金・大平合意以後の請求権問題をめぐる交渉について、日韓の借款交渉として言及している。にもかかわらず、「商業借款1億ドル以上」が最終的に「3億ドル以上」に変わったことについては、それほど重視していない。また、少なくともこの部分に関しては、日韓の外交文書がごく部分的にしか公開されていない状況で、主として新聞などの二次史料に基づく研究であったため、研究の実証性に関して限界が見られる。

³ 以上のように、本稿は、2005年8月にほぼ全面的に公開された日韓国交正常化交渉に関する韓国政府外交史料(『韓日会談文書』韓国外交史料館所蔵)と、情報公開請求に応じて2008年に公開された日韓国交正常化交渉に関する日本政府外交文書という二種類の外交史料を中心に、その他、米国国立公文書館所蔵の米国政府外交文書、日韓双方で交渉に関与した政治家および官僚の回顧録などを利用した。

二の目的は、従来の通説が指摘するように、大平・金鍾泌合意によって解決されて、その後、請求権問題に関しては意味のある交渉は行われなかったであろうかという疑問を提起したうえで、日韓の外交史料に基づいて、今までほとんど焦点が当てられなかった、大平・金鍾泌合意以後の請求権問題をめぐる交渉についても考察する。

I. 大平・金鍾泌合意に至るまでの請求権交渉

1. 軍事クーデター直後の交渉

1961年5・16軍事クーデターによって朴正熙政権が登場し、朴正熙政権と池田(勇人)政権との間で、日韓国交正常化交渉の妥結に向けた政治的意思が明確に示されるようになった。にもかかわらず、肝腎の請求権問題に関しては、「請求権要綱8項目」の法的根拠、証拠などに関して大きな乖離が存在するという認識が日韓双方によって共有された。従って、事務折衝で個々の請求権を積み上げることによって全体の請求権金額を策定するという、積み上げ方式による合意形成が困難であるという認識も共有されるようになり、その代わりに、政治決着によって全体の金額を決定するという政治決着への志向が日韓ともに次第に明確になる。但し、早急な政治決着を志向した韓国政府に対して、日本側には、請求権弁済として希望金額を受け取ることができるという「期待」を韓国側に断念させたうえで、政治決着に持ち込みたいと考えた。そして、政治決着は、請求権という韓国側の権利としてではなく、それ以外の名目として、日本が韓国に供与するという意図が込められていた⁴。

次に、朴正熙政権下において、請求権問題に関する具体的な争点、金額とその内訳(無償・有償など)、名目などに関して、日韓の間でどのような交渉が展開されてきたのかを見ていくことにする。軍事クーデター直後の1961年7月8日韓国外務部が作成した「韓日会談に対する政府の基本方針」という文書には「一般請求権として最低5億ドル最高19億ドル」という金額が明示されていた⁵。ただ、この数字は日本側には知らされていたわけではなかった。韓国側の具体的な金額が知らされたのは、同年9月1日に訪日した金裕沢経済企画院院長⁶の発言であった。「韓国側としては8項目(請求権要綱8項目)を全部総計すれば総額数十億ドルをもらうべきところであるが、この際どうしても8億ドルは日本から払ってもらわねばならないと考える」⁷と発言し、8億ドルという具体的な数字が明確にされた⁸。それに対して、日

⁴ 外務省北東アジア課「対韓経済技術協力に関する予算措置」1960年7月22日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号505、日本外務省『日韓国交正常化交渉の記録総説七』。

⁵ 韓国外務部亜州局「韓日会談에 대한 정부의 기본방침, 1961年7月8日」, 大韓民国外務部外交文書登録番号720『제6차 한·일 회담(1961.10.20-64.4) 예비교섭. 전2권, V1, 7-8月』フレーム番号18。

⁶ 韓国政府経済企画院は1961年軍事クーデター直後に設立されたが、当初は、その長は「院長」と呼ばれたが、その後翌62年になると、その長は「長官」と呼ばれ、副総理を兼務することになった。

⁷ 日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号360、「小坂大臣、金裕沢院長会談記録」1961.9.1-7

⁸ ただ、この時、伊関佑次郎(外務省アジア局長)は、李東煥駐日代表部公使に、張勉政権当時ソウルを訪問した時、韓国政府当局者(不明)から請求権は5億ドルくらいになると聞いたと発言したのに対して、李東煥は当時政府当局者から10億ドル線だと聞いたと答えたという韓国側の記録がある。駐日公使「한일 회담을 위한 사전교섭에 관한 보고 1961년 9월 6일」大韓民国外務部外交文書登録番号721『제6차 한·일 회담 (196

本外務省伊関アジア局長は、「請求権の解決というのであれば余りにも多きに失すと考えられる。(中略)韓国請求権と在韓日本財産との相殺思想に立った米国の解釈が出されている。この一種の相殺思想を韓国人の対日請求権にかけあわせて考えるならば、果たして日本側が韓国に対して支払いをしなければならないものがあるのかということ自体が問題であって、請求権に対する支払いとして8億ドルというのはいかにも法外である」⁹と、即座に反応した。さらに、小坂善太郎外相は、金裕沢院長に対して、日本側としては請求権の純弁済として5,000万ドルを支払うこととし、無償援助については5カ年計画の内容を見て判断したいと返答したという¹⁰。

このように、金額に関する日韓の乖離が非常に大きいということが露呈されたわけだが、これ以後、請求権問題は、政治首脳同士による政治会談と実務者による実務折衝を並行して行うことで、双方の金額の乖離を縮めていくとともに、その内訳と名目に関する合意を模索することになった。最初の政治会談として、1961年11月12～13日の朴正熙(国家再建最高会議議長)の訪日に伴う、池田勇人(首相)・朴正熙首脳会談をとりあげることができる。

2. 朴正熙の訪日 (1961年11月12～13日)

朴正熙は、軍事クーデター直後の国内政治の混乱を收拾し、国内における政治的正統性を高めるとともに、経済開発5ヶ年計画に対する米国の支援を獲得するという目的で訪米を決断した。そして、その途上に訪日し、日韓首脳会談を開催することで日韓交渉の進展に拍車をかけられるのではないかということが、日米韓三カ国間で持ちあがった。朴正熙の訪日を主導したのは、日米両政府であり、韓国政府は当初は消極的であった¹¹。しかし、韓国にとっては、訪米前に訪日し日韓交渉に関して明るい展望を得ることで、対米交渉において韓国側に有利な条件を加えることができるという意図が働いたため、訪米途上の訪日を決心した¹²。

まず、10月24日、金鍾泌(中央情報部部長)の訪日によって事前の地ならしが行われた後¹³、11月2日、日韓会談首席代表の杉道助が、朴正熙議長の訪日を招請する池田首相の書簡を携えて訪韓し、

1.10.20-64.4) 예비교섭. 전2권, V2, 9-10월』フレーム番号118. 張勉政権時代に日韓の間で請求権金額をめぐって具体的なやりとりがあったのではないかという点に関しては(李鍾元, 2009)を参照されたい。

⁹ 日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号360、「小坂大臣、金裕沢院長会談記録」1961.9.1-7。

¹⁰ これは、韓国側の記録に基づく。金裕沢「고사가 외상과의 회담 보고 1961년 9월 7일」大韓民国外務部外交文書登録番号721『제6차 한·일 회담(1961.10.20-64.4) 예비교섭. 전2권, V2, 9-10월』フレーム番号130。但し、上記の日本側の文書には5000万ドルという数字は記録されていない。

¹¹ 日本外務省北東アジア課「朴議長訪日問題に関する■書記官の内話 1961年10月16日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第5次公開文書、文書番号962、『朴正熙議長訪日問題に関する在京米大使館書記官の内話』1961.10.16-11.20。

¹² 韓国外務部長官崔徳新「行政研究書 1961年10月23日」大韓民国外務部外交文書登録番号786『朴正熙国家再建公会議議長日本訪問, 1961.11.11-12』フレーム番号99-103。

¹³ 金鍾泌の訪日に関しては、韓国側の記録はないが、日本側の記録が存在する。日本外務省北東アジア課「池田総理、金鍾泌部長会談要旨、1961年10月25日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1820。この会談で興味深いのは、特に、米国との関係で、金鍾泌は、「日韓の問題に米国が介入し、米国の力が加わったということにはしたくない」とし、「ラスク米国务長官の訪韓前にでも、丁度自分が日本に来たのと同じような形で、非公式に誰か然るべき方を総理の代理として韓国に派遣」してくれるようにと、ラスク訪韓前の特使の派遣を協力に要求したという点だ。

その書簡を朴正熙議長に直接手渡した。朴正熙議長も訪日を応諾することで、池田首相との首脳会談が実現される運びとなった。ただ、興味深いことは、朴正熙の訪日に関する韓国政府側の対応が必ずしも一枚岩ではなかったことだ。裴義煥日韓会談首席代表は、本国外務省に対して、杉の訪韓を伊関局長が事前の相談もなしに進めたことを問題視し、杉の訪韓を認めるべきではないという意見を具申した¹⁴。また、杉を受け入れる韓国側の対応に関しても、宋堯讚國務総理や崔徳新外相は杉が何ら具体的な提案を持ってこなかったことを問題視し、非常に冷淡な対応を示したのに対して、金鍾泌や朴正熙は温かくもてなした¹⁵。

では、具体的に池田・朴正熙首脳会談では、何が話し合われたのか。この会談に関して、「請求権は法的根拠のあるものに限る」という点に「合意」したにもかかわらず、それが日本のマスコミで報道されると、韓国政府がそれは事実歪曲だとして、交渉が停滞したが、なぜ、こうした行き違いが生じたのかという点が「謎」として残っていた。本稿では、池田・朴正熙首脳会談に関する日韓双方の記録を対照することで、この「謎」が相当程度解けたと考える。日本側の会談記録には、「請求権は法的根拠のあるものを認めてくれということだ」という朴正熙の発言を紹介したうえで、「韓国の国民感情や威信から見て、経済協力は無償援助ではなく借款を考慮する点について、両者は合意した」という記述がある¹⁶。それに対して、韓国側の会談記録には、「日本国民は韓国の請求権を戦争賠償のようなものとして誤解しているが、法的根拠のあるものだ。にもかかわらず、5,000万ドルというのは不当だと言った」という朴正熙の発言を紹介したうえで、それに対する「小坂(外相)はそう言ったかもしれないが、自分の意図はそのようなものではない。無償援助ではなく、借款を考慮する」という池田の発言を紹介し、そのうえで「それに対する朴正熙の反応はなかった」と記述されている¹⁷。

この両者を比較対照してみると、「請求権は法的根拠のあるものに限る」という点に関して、「韓国政府が従来主張していたような法外な要求は法的根拠が曖昧であったが、朴正熙はそれを法的根拠が明確なものに限定した」という意味として、池田が理解したのに対して、朴正熙は元来、韓国側の「請求権要綱8項目」は法的根拠があるものを要求しているにすぎないと主張しているということがわかる。日本の報道では、韓国側は法的根拠のあるものに限り請求権を限定的に主張するようになったというニュアンスで報道されたため、韓国政府としてはそれを即座に否認したのである¹⁸。首脳会談後、「朴正熙

¹⁴ 日韓会談首席代表裴義煥から崔徳新外相への電文(1961年11月1日)大韓国外務部外交文書登録番号855『스기미찌스께(杉道助) 일본 특사(제6차 한일회담수석대표) 방한, 1961.11.2-11.4』フレーム番号5-6。

¹⁵ 日本外務省アジア局北東アジア課「杉首席代表訪韓報告1961年11月4日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第5次公開文書、文書番号960、『杉首席代表訪韓報告1961年11月4日』。この点については、杉に同行した前田利一(外務省北東アジア課長)も、同様な感想をもったことを回顧した。前田利一氏との筆者のインタビュー(1991年6月29日)。

¹⁶ 日本外務省北東アジア課「池田総理、朴正熙議長会談要旨 1961年11月12日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第5次公開文書、文書番号968、『池田総理、朴正熙議長会談要旨1961年11月12日』

¹⁷ 「박의장 이께다 회담 회의록, 1961년 11월 12일」大韓国外務部外交文書登録番号786『박정희 국가재건 최고회의 의장 일본 방문, 1961.11.11-12』フレーム番号227-229。

¹⁸ 日本外務省北東アジア課「池田・朴正熙会談内容に関する新聞報道を否定する韓国側声明に関する件 1961年10月17日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第5次公開文書、文書番号962、『朴正熙議長訪日問題に関する在京米大使館書記官の内話』1961.10.16-11.20。

がこれでよく満足したと思う」という伊関(外務省アジア局長)の率直な感想¹⁹は、そうした「誤解」の上に成立していたと考えられる²⁰。

さらに、もう一つ重要な意思疎通の齟齬は、この会談の結果、日本側は請求権と長期低利借款という二本立てで、請求権問題の解決に関する合意が形成されたと考えたのに対して、韓国側はそうした合意は形成されていないと認識している点である。池田が、無償援助が韓国の国民感情や威信を傷付けるものとみなして、経済協力としては借款のほうがよいと考えたというのは、裏返して言えば、無償援助を、日本が韓国に供与してあげるものだと考えていたことの証左になる²¹。しかし、朴正熙としては、韓国は堂々と受け取る権利があると考えているわけなので、無償支援ではなく有償借款として受け取るのであれば韓国としての威信を保てないとは考えていない。こうした点にも、請求権問題をめぐる日韓の基本的な違いが表れたと言える。

以上のように、池田・朴正熙首脳会談が日韓交渉を促進する役割を果たしたという側面がなかったとは言えないが、実際には、発言の解釈などをめぐって日韓の認識の違いを顕著に露呈することになった。その意味で、なぜ、首脳会談が開催されたにもかかわらず、請求権問題をはじめとして日韓会談が即座に進展しなかったのかというのは、それ相応の理由があったと考えるべきだろう。

3.小坂善太郎・崔徳新外相会談（1962年3月12～17日）とその「失敗」

池田・朴正熙首脳会談以後、日韓会談第六次会談が開催されたが、請求権委員会では、依然として、「請求権要綱8項目」をめぐって、その法的根拠や証拠をめぐる議論に終始した。そうした中で再び、交渉の行き詰まりを打開する政治会談への期待が高まることになった。1962年2月の金鍾泌の訪日によって政治会談開催のための整地作業が行われた上で、小坂善太郎・崔徳新日韓外相会談が東京で3月12日から開催されることになった。しかし、この外相会談に臨む日韓両政府の姿勢には依然として大きな乖離が存在した。韓国側は、政治会談によって請求権問題を解決したうえで国交正常化を達成し、経済協力はそれ以後の課題であるという認識を持っていたのに対して²²、日本側は、請求権の範

¹⁹ 日本外務省北東アジア課「池田朴会談後の事態における日韓会談の進め方(伊関局長指示事項)」1961年11月13日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第5次公開文書、文書番号962、『朴正熙議長訪日問題に関する在京米大使館書記官の内話』1961.10.16-11.20。

²⁰ 伊関は、日韓会談に関して以下のように回顧している。「あとで池田さんから私がかいて、それが会談録になっている—『これでいいですか』とってみせたら、その時は直されて『これでいい』とったから会談録にしたのだが—池田さんが私に正直にしゃべったかどうかよくわからない。あとで、この会談録をみせたら、池田さんがへーというような顔をしているんだね。その後、いろいろな話の時にこれを引用すると、池田さんが時々忘れたりしている。この中で一番問題になるのは『請求権は法的根拠のあるものに限る』というへんな文句が出てきたんだね。こういう首脳会談はある意味で一つの進歩にもなるけれども、あまり問題をよく知らないのが2人で話すのだから、ちぐはぐな点が残っているんだね。池田さんは池田さんで『どうも朴正熙はあまりよく知らんらしい』なんていっている。(中略)池田さんが自分に都合のいいところだけを記憶していたのか。この文章は韓国側のその後の主張からみるとおかしなところがあるね。」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号506、『日韓国交正常化交渉の記録 総説八』

²¹ 経済発展のためには、無償援助よりも借款の方が実はよいのだという評価に関しては、後の大平・金鍾泌会談でも、戦後日本の経験を例として、大平が同じような指摘をしているのは興味深い。「大平・金鍾泌会談に関する大平の回顧部分」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1882、『日韓国交正常化交渉の記録 総説九』

²² 「김중영정보부장의 방일시 일본 고위층과 행할 교섭 원칙, 1962년 2월 17일」大韓民国外務部外交文

困は限定されざるを得ないので、その代わり無償・有償の経済協力に関する話を韓国側としたいという希望を持っていたからだ²³。

この小坂・崔徳新外相会談は、後述するように、完全な失敗に終わったわけだが、それに臨む韓国側の準備資料を見ると、興味深い史料が散見される。まず、韓国側の請求権の総額を算定する場合の基準として、経済開発5カ年計画に必要な資金の欠損額として4億7千万ドルを挙げている点である。次に、日本から導入する資金の内容を、法的根拠も証拠もあるものは請求権の純弁済、法的根拠はあるが証拠が不十分なものは無償援助、それ以外、請求権と関連づけられる比較的好条件の借款、以上の3本立てとして考えている点である。従来は、経済協力としての借款は、請求権問題が解決してから、国交正常化以後でなければならないというのが原則的立場であっただけに、借款までも請求権と関連付けて考え、さらに総額として3億ドルから5億ドルを念頭に置き、しかも、請求権と無償援助と対日貿易焦付き債務4,600万ドルを日本に放棄させ、広義の無償最低ラインを3億ドル程度に設定しているということになる。外相会談に臨む基本方針として、まず、原案として請求権純弁済2.5億ドル、無償援助2.5億ドルの計5億ドルを提示した上で、最低ラインとして、請求権純弁済1億ドル、無償援助1.6億ドル、焦付き貿易債務4,600万ドルの放棄、合計で約3億ドル線を設定していたことがわかる²⁴。

このように、その後の結果から見ても、韓国側が相当程度妥協可能な案を準備していたことがわかる。にもかかわらず、外相会談は、なぜ、何ら成果を上げることもなく、失敗に終わったのか。外相会談は第一次から第五次まで五回にわたって開催されたが、3月15日の第三次会談までは、依然として、池田・朴正熙首脳会談の解釈をめぐる攻防に留まっていた。韓国側は法的根拠や証拠が不十分なものに関しては無償援助という形式での支払いで合意したはずだと主張したのに対して、日本側は、無償援助供与では韓国側の威信や国民感情から見て納得しないと朴正熙議長が言ったので、その代わりに借款を供与するという点で両者が合意したはずだと主張した²⁵。さらに、最後の第五次会談で、やっと金額の提示が行われたが、日本側の杉首席代表は、請求権7,000万ドル、借款2億ドルを提示したのに対して、韓国側は訓令通り7億ドルを提示したと見られる²⁶。本来であれば、そこから、互いに金額の乖離を縮めるための交渉を行うことが予定されていたが、そうした時間的余裕はなく、提示しっぱなしで終わってしまった。

書登録番号795『김종필 특사 일본 방문, 1962.2.19-24』フレーム番号6-8。

²³ 日本外務省アジア局「日韓請求権交渉の今後の進め方について」1962年2月7日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1746。

²⁴ 「재산청구권문제에 관한 해결방안에 관한 검토, 1962년 3월」大韓民国外務部外交文書登録番号733『제6차 한일회담 제1차 정치회담, 동경, 1962.3.12-17 전2권 V.2 최덕신-고사카 외상회담』フレーム番号1~40。

²⁵ 「한일 외상회담 제3차 회의 회의록, 1962년 3월 15일」同文書フレーム番号178-186。

²⁶ 「한일외상회담 제4차 또한 최종회의에 관한 보고」同文書フレーム番号199。この文書には日本側の提示金額しか記されていない。しかし、韓国側も7億ドルを提示したことが韓国側の別の文章で明らかにされている。韓国内閣首班秘書長陸軍大領이재순(外務部長官宛て)「제1차 한일정치회담의 분석과 금후의 한일문제에 관한 건의, 1962년 4월 21일」大韓民国外務部外交文書登録番号734『제6차 한일회담 제1차 정치회담이후의 교섭, 1962.3-7』フレーム番号193。しかし、日本側の会談記録では秘密裏に金額の提示があったことは記されているが、金額については記されていない。日本外務省北東アジア課「日韓政治折衝最終日会談(3月17日)記録」1962年3月17日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号723。

これに対して、韓国外務部は、外相会談の総合報告書の中で、「我々は、日本側の提示予想額数が既往に予想したものよりもずっと少ないという考えに基づき、本国政府と協議し訓令を受けた額数よりも多くの額数を提示したが、これに対して、日本側は我々の期待をはるかに裏切る少ない額数を提示した。さらに、額数提示において我々が借款は考慮の対象外とし、純弁済および無償の額数であることを明白にしたが、日本側は純弁済としては極少額を提示し、借款としてある程度の額数を付加提示した」²⁷と批判した。日本側も、韓国側の金額提示に対して、それはまともな数字ではないとし、崔徳新外相を始めとする韓国側代表団に対する不信感を露わにした²⁸。

以上、小坂・崔徳新外相会談では、五回にわたる会談にもかかわらず、ほとんど見るべき成果を上げることができず、双方にとって大きな失望感と不信感を残すことになった。請求権問題において、借款は経済協力であるので、まずは、請求権を、請求権の純弁済と無償援助だけで考えようとする韓国に対して、純弁済だけでは少額しか支払えないという理由を掲げて、無償、さらには借款で考慮すべきだという日本との間で、請求権問題解決に何をどこまで含めて考えるのかに関して合意が形成されなかったことが、会談失敗の理由であった。

4. 外相会談以後の交渉：請求権問題の解決枠組みと金額の接近をめぐる日韓の攻防

小坂・崔徳新外相会談は、政治決着に向けた契機になるどころか、交渉に臨む日韓双方の不信感を却って増大させることになった。但し、日韓外交正常化交渉の請求権委員会、本会談は外相会談を挟んで続けられた。ここで焦点になったのは、純弁済と無償援助をカテゴリーとして一本化するべきかどうかという問題であった。特に国内対策上、請求権という名目で数億ドル規模の巨額の資金供与は困難だと考えた日本政府が、請求権純弁済と無償供与という区別を無意味化しようとした²⁹のに対し、韓国側は、請求権弁済と無償供与の一本化が韓国側の受け取り金額を減少させるのではないかと警戒し一本化を拒否し、借款問題は請求権弁済と無償供与が解決されてから議論するという姿勢であった³⁰。

この点に関して、伊関アジア局長が裴義煥首席代表に対して、「日本政府が支払う金額に満足したときは、韓国政府は請求権という言葉を使わず、違う文言(無償援助)を使うようにし、満足しなかったときは請求権と無償援助ということで解決すればよいのではないかと話したのに対して、裴義煥は、「請求権という名称を使わないことにした場合には韓国の要求金額に近づけることができるが、請求権と言う文言にこだわるのであれば支払える金額が少なくなることを示唆したものだ」³¹と理解したという話は、

²⁷ 韓国外務部「韓日外相会談総合報告」1962年3月、大韓民国外務部外交文書登録番号733『제6차 한일회담 제1차 정치회담, 동경, 1962.3.12-17 전2권 V.2 최덕신-고사까 외상회담』フレーム番号348～350。

²⁸ 日本外務省北東アジア課「日韓問題に関する小坂大臣・ライシャワー大使会談記録」1962年4月17日、日本政府外務省、日韓外交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1800。

²⁹ 駐日大使「이세끼 국장과의 면담보고, 1961년 5월 14일」大韓民国外務部外交文書登録番号734『제6차 한일회담 제1차 정치회담이후의 교섭, 1962.3-7』フレーム番号229。

³⁰ 韓国外務部「앞으로의 韓日會談에 臨할 基本方針」1962年3月、同文書フレーム番号20。

³¹ 大韓民国駐日代表部(外務部長官受信)「韓日會談:이세끼 아세아국장과의 담화교환, 1962년 6월 13

この問題をめぐる日韓双方の立場を非常によく表している。そして、韓国側も、次第に、要求金額に近づけるということであれば、請求権純弁済と無償供与との一本化を拒否しないという立場に変わっていった³²。

但し、金額に関しては、韓国政府は、アメリカの役割によりいっそう積極的に期待するようになった³³。日米安保条約に依拠した、日本に対する米国の影響力に期待して、韓国の安全保障のために必要な経済開発に資するような経済協力を推進するために、できるだけ多くの資金を日本が韓国に供与するように、米国に影響力を行使してもらおうということだ³⁴。実際に、米國務省と駐米日本大使、駐韓米国大使バーガーと伊関局長、ラスク國務長官と大平外相など、さまざまなルートを通して、主として、韓国側の意向、具体的には韓国側が最低ラインと考えていた無償3億ドルという数字が日本側に伝えられた³⁵。単に韓国側の要求を伝達したというのではなく、日韓双方からの事情を勘案した結果、無償3億ドルというラインが妥協点であるとう米国自身の判断が働いた結果だと見るべきだろう。実際、韓国側が7億ドルを提示したことに対しては、ライシャワー駐日大使は非現実的な要求だと述べていたことから伺える³⁶。その代わり、名目に関しては、請求権という名目にこだわるべきではないと韓国側を説得したのである³⁷。

以上のように、請求権を含む日本が韓国に供与する資金の名目と金額をめぐって日韓の立場が接近したことを前提として、請求権問題に関する政治決着を目指して、1962年10月と11月、金鍾泌韓国中央情報部長と大平正芳外相との間で、二度にわたる政治会談が開催された。

5. 大平正芳（外相）・金鍾泌（中央情報部部長）合意の成立

金鍾泌は訪米途上訪日し、1962年10月20日、東京の外務省で大平外相との会談を行った。訪米の帰国途上、再び訪日することが予定されていたために、この第一次会談は第二次会談のための予備会談という位置づけであった。

일」同文書フレーム番号284。

³² 裴義煥駐日大使は、石井光次郎など日本政界の要人との会談にて、金額を増額するために請求権に無償援助をふくめることを韓国側は承認したのであって、請求権弁済と無償援助の一本化を拒否したわけではないことを伝えている。駐日大使裴義煥(外務部長官受信)「일본 정계요인 및 언론인과의 좌담회 개최 보고 (3월 26일)」1962년 3월 28일. 同文書フレーム番号36。

³³ 韓国外務部「앞으로의 韓日會談에 臨할 基本方針」1962年3月、同文書フレーム番号21。

³⁴ 韓国内閣首班秘書室長陸軍大領이재순(外務部長官宛て)「제1차 한일 정치회담의 분석과 금후의 한일 문제에 관한 건의, 1962년 4월 21일」同文書フレーム番号197。

³⁵ ラスク米國務長官は大平外相に対してnon-repayable money(無償供与)の額に関して「自分は韓国から頼まれたわけではないが、3億ドルならば解決可能と思う」と述べた。日本外務省アメリカ局竹内参事官「大平大臣、ラスク長官会談録(1962年9月24日)」1962年9月25日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1805。また、バーガー駐韓大使が駐日米大使館を通して、無償供与(non-repayable)に関して、3億ドルないし3.5億ドルというところが究極的に落ち着く線になるだろうという情報を日本側に伝達した。日本外務省北東アジア課「日韓交渉に関し在京米大使館員の内話に関する件」1962年9月26日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1806。

³⁶ 日本外務省北東アジア課「日韓問題に関する小坂大臣・ライシャワー大使会談記録」1962年4月17日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1800。

³⁷ 裴義煥駐日大使(外務部長官宛て)「리주샤워 주일대사와의 의견교환, 1962년 7월 6일」大韓民国外務部外交文書登録番号734「제6차 한일회담 제1차 정치회담이후의 교섭, 1962.3-7」フレーム番号335。

まず、大平外相の方から、請求権問題の金額に関して探りを入れるために、ラスク国務長官やバーガー駐韓大使らの「韓国側は3億ドルで納得するだろう」という発言、さらに「2.5億ドル以上はだめだ」という池田首相の発言を紹介した。そのうえで、大平は総額3億ドルを考慮し、毎年2,500万ドルを12年で支払うこと、そして、第二次世界大戦の賠償として最も多くを支払っているフィリピンでも毎年2,500万ドルの支払額で、これ以上は支払えないと主張した。これに対して金鍾泌は3億ドルでは到底納得できず、また、12年支払いというのは余りにも期間が長いことを指摘したうえで、6億ドル線は譲れないと応酬した。大平は、3億ドルですら池田首相の承認を受けていないし、また、野党や国内世論を考えると、名目も問題にならざるを得ないとしたうえで、請求権を3億ドルとしたうえで、それ以外に関しては、国交正常化以後、商業借款を考慮すればよいのではないかと「無償と借款」という2本立てでの解決を示唆した。金鍾泌は、商業借款ではなく、請求権問題と関連づけられる政府借款として、海外経済協力基金による無利子もしくは長期低利の借款の可能性を打診したのに対して、大平もそうした提案を待っていたと好意的に受け止めた。その後、内訳の問題として、全体金額が大きくなりさえすれば借款が無償供与を上回ってよいのかと大平が尋ねたのに対して、金鍾泌は無償供与額が借款を上回らなくてはならないと主張した。さらに、大平は、請求権と借款、つまり経済協力を請求権問題から切り離れたほうがよいのではないかと尋ねたが、金鍾泌はともかく、請求権と借款の総額を6億ドルに近づけたいと執着した。第一次会談は、このようにして、双方が持っているさまざまな構想を提示するというところで終わった³⁸。

この第一次会談を受けて、韓国政府は金鍾泌に対して、純弁済と無償援助の総額を3～3.5億ドルとし、借款を2.5～3億ドル、それらを併せた総額を6億ドルとすることという請求権問題の総額と内訳の最低ラインを示した。さらに、無償が3.5億ドル以下になる場合には、①焦付き貿易債権を日本側に放棄させ、②支払い期間を最短にし、利子、据置期間、償還期間などを最も有利な条件にし、③支払い期間が長くなる場合無償援助の少なくとも半額を現金で支払うことを要求するという内容を命じた³⁹。

それに対する日本側の事前の対応は以下のようなものであった。大平は、請求権と経済協力を切り離し、経済協力は国交正常化以後に行うべきだという考え方を転換し、無償供与と借款を併せて請求権問題の解決を図るという立場に賛成した。但し、その総額に関して6億ドルは問題外であり4億ドル程度にすべきであること、さらに、その内訳は無償2.5億ドル、政府借款1.5億ドルまでが可能で、さらに、韓国側の反応を見つつ焦付き貿易債権(4,600万ドル)の放棄を含めて無償3億ドル、政府借款1.5億ドルまで譲歩する用意があること、そのうえで、適当なプロジェクトがあれば商業ベースでの輸銀資金を活用した延払い信用供与も可能であること、以上のような立場に基づいて会談に臨むことを大平外相は決断した⁴⁰。

³⁸ 第1次金大平会談の記録に関しては、韓国側の記録(金鍾泌(朴正熙議長宛て)「오하라 외상과의 회담 내용 보고」1962年 10월 21일, 大韓国外務部外交文書登録番号796『김종필 특사 일본 방문, 1962. 10~11.』フレイム番号91~99)、日本側の記録(日本外務省アジア局「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨」1962年10月20日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1824。)を参照されたい。

³⁹ 国家再建最高会議議長(中央情報部長受信)「대일 절충에 관한 훈령」1962년 11월 8일. 大韓国外務部外交文書登録番号796『김종필 특사 일본 방문, 1962. 10~11.』フレイム番号150~154。

⁴⁰ 日本外務省「請求権の金額問題会談メモ」1962年11月10日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次

こうした双方の立場を前提として、第二次会談が11月12日に行われた。この第二次会談においては、会議記録は存在するのだが、請求権問題に関しては金額と内訳だけを記した「金大平メモ」だけが残っているだけである。その内容は以下のとおりである⁴¹。

金・大平メモ

無償

Koreaは3.5億ドル(OAを含む)・Japanは2.5億ドル(OAを含む)

これを両者で3億ドル(OAを含む)、10年繰り上げ可能で、これを両最高首脳に建議する。

有償は

Korea(海外経済協力基金2.5億ドル)(3分以下、7年据置、20~30年)・Japanは1億ドル(3.5分、5年据置、20年)

これを両者で2億ドル(3.5分、7年据置、20年)で、両最高首脳に建議する。(10年但し繰り上げ可能)

輸銀の方に付てはKoreaは別途扱うことを希望(Japanは1億ドル以上プロジェクトにより伸長できる)

これを両者で合意し、国交正常化以前と雖も、直ちに協力するよう推進することを両者首脳に建議する。

この会談、特に、輸銀絡みの民間借款1億ドルプラスアルファの扱いに関して、大平は後日、以下のように回顧している⁴²。大平自身が民間借款は青天井なので、下限を決めるのは意味がないと主張したのに対して、金鍾泌はともかく、6億ドル以上という数字が必要なため、商業借款1億ドル以上という数字にこだわったのだが、これは大平から見ると「愚かなことだ」と映ったのである。金鍾泌としては、訓令によって総額6億ドルという数字が与えられていたために、「無償3億ドル、有償2億ドル」に加えて「商業借款1億ドル以上」という言質をとることで、総額6億ドルという訓令を尊重する必要があったのである。

それから、この会談における金鍾泌と大平のやりとりで興味深いのは、韓国が日本の安全保障に貢献しているのだから、日本は韓国との経済協力を単に経済的見地からだけでなく、安全保障の見地からも積極的に貢献することが要請されるという論理をめぐるやりとりがあったという点である。韓国側の記録や金鍾泌の回顧にはないのだが、大平の回顧には、「金鍾泌が、韓国が安全だから日本も安全であるのではないか。だから我々の方に対するcontributionは相当思い切って出しても当然ではないか」という意味のことを繰り返し言っていたのに対して、大平は、「そういうことは、おっしゃいますな。そういう気持ちが鬱勃として韓国内にもあるし、日本国内にもあると思う。しかし韓国の安全が日本のsecurityにとって非常にvitalなものであることは誰でも常識的にわかるが、しかし一番根本は、日本のためにあなた方が民主主義、自由主義を選ばれたのではなく、韓国民自体の名誉ある生存のために選択された

公開文書、文書番号1826、『大平外相・金部長会談(第2回)』。

⁴¹ 日本側の記録は以下の文書を参照。「金・大平メモ」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1882、『日韓国交正常化交渉の記録 総説九』。韓国側の記録は以下の文書を参照。大韓民国外務部外交文書登録番号796『김종필 특사 일본 방문, 1962. 10~11. 』フレーム番号172~173。

⁴² 日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1882、『日韓国交正常化交渉の記録 総説九』。

以上は、おれたちはどんな苦しみに耐えても、この体制を守るのだということが大事ではないかと思う。こういうことは、私とあなたの話し合いだけではいいかもしれないが、ひと様にそんなことはいいなさんな」と注意したら、金鍾泌は、以後、そういうことを言わなくなったという記述がある⁴³。

なぜ、日本側の大平の回顧だけに、こうした記述があり、韓国側の記録や金鍾泌の回顧⁴⁴にはないのか、疑問も生じるが、こうしたやりとりが行われたことは非常に興味深い。注目すべき点は以下の三つである。第一に、日韓正常化交渉において、韓国が日本に対して行使するカードとして、日本の安全保障のために日本は韓国の経済発展のために協力すべきだという「安保経済協力」の論理を、金鍾泌は、請求権問題の解決に際して利用しようとしたということだ⁴⁵。第二に、大平は、そうした議論に対して、ある種の嫌悪感を示したということである。大平としては、韓国側の交渉戦術に容易には乗らないという交渉技術上の配慮があったとも考えられる。また、たとえ、日韓国交正常化が、冷戦体制下における日韓の経済協力によって反共自由主義陣営を強化するという政治的意義を持つことは認めるとしても、そうした側面が余りにもクローズアップされることは、日韓国交正常化は朝鮮半島における冷戦体制に日本が巻き込まれて日本の平和が奪われることになるという、日本国内の反対世論を必要以上に刺激することになるという点を意識したのかもしれない⁴⁶。しかし、二人きりの単独会談であるにもかかわらず、大平がなぜ、金鍾泌の論理を退け、「私とあなたの話し合いだけではいいかもしれないが、ひと様にそんなことはいいなさんな」と注意したのか。大平にとっては、自国の安全保障は自国で守るべきであり、安全保障を大国の関与をつなぎとめたり経済協力を獲得したりするために利用することはよくないのだという警告のようなことがあったとも考えられる。

ともかく、二度にわたる大平・金鍾泌会談によって、請求権の総額と内訳に関して、「無償3億ドル、有償(公共借款)2億ドル、商業借款1億ドル以上」という具体的な合意が導出されたことの意味は大きい。さらに、貿易における対韓債権(4,573万ドル)と対韓経済協力の方法(公共借款の償還条件)につ

⁴³ 日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1882、『日韓国交正常化交渉の記録 総説九』。なお、これと同様な記述は、大平の回顧録(大平正芳回顧録刊行委員会、1983、222-223)にも存在する。

⁴⁴ 金鍾泌自身の回顧に関しては以下の長文のインタビューを参照されたい。(権五琦、1986、7-80)、(吳效鎮、1987、223-352)。

⁴⁵ 但し、こうした交渉カードは、何も金鍾泌だけが使ったものではなく、当時の韓国政府の要人たちが一般的に持っていた思考であった。また、日韓国交正常化以後の日韓交渉の中でも、韓国政府の側が、交渉における日本政府の譲歩を引き出すために、頻繁に使った思考でもあった。

⁴⁶ (金斗昇、2008)は、池田政権下における大平外相の対韓外交の特徴を「内政外交における政治経済一体路線」と規定し、大平外相の対韓外交を、「国内政治においては経済の安定によって政治の安定を図り、対外政策においては相手国との経済協力関係を深めていくことによって政治的な関係改善を目指すことであり、軍事的な手段だけでなく経済力の活用や経済協力等を通じて、対外的な安全保障の確保を目指すという路線」であると特徴づける。池田政権の外交政策は、前政権である岸信介政権、その後継政権である佐藤栄作政権との比較において、冷戦体制への関与をできるだけ少なくし自国の経済的利益の追求に専念したという「経済中心主義」という評価が一般的であった。しかし、それに対して、経済協力という手段を利用して冷戦体制にも積極的に関与していたという再評価が試みられている。池田政権の対韓政策は、韓国への経済協力という手段を利用して日本の安全保障を追求したものであり、経済的利益の追求を重視した「経済外交」だけでは理解できないという(金斗昇、2008)の指摘も、そうした池田外交に対する再評価の延長線上に位置づけられるものである。しかし、他方で、ここでの大平と金鍾泌とのやりとりを、当時のその他の日韓の政治家や官僚同士のやりとりと比較してみると、大平のこうした指摘は、ある意味では異彩を放ったものであり、なぜ、大平がこうした忠告をしたのかについては、さらに検討を加える必要があると考える。

いての決定を留保することを条件として、大平が心配した池田首相の裁可も下りることになった⁴⁷。

以上のように、請求権問題の解決をめぐる日韓交渉は、その名目と内訳に関して、請求権→【純弁済＋無償】→【純弁済＋無償＋借款】→【無償＋借款】→【無償＋公共借款＋商業借款】へと展開するプロセスを辿り、金額に関しても無償（請求権）3億ドルと総額6億ドルへと収斂していったことが示された。そして、こうした請求権問題の解決を一方で促進し他方で制約したのが、安全保障と経済協力との関係をめぐる日韓の考え方、日韓双方の国内事情、そして、金額はもちろん名目に関する収斂に関して調停者としての役割を果たした米国の存在であった。

Ⅱ. ポスト大平・金合意の請求権交渉とその挫折（6・3事態）

1. なぜ、ポスト大平・金合意の請求権交渉をとりあげるのか

請求権問題は、基本的にはこの大平・金合意によって解決されたとみなされてきたというのが、従来の通説である。したがって、これ以後の請求権問題をめぐる交渉は、それほど注目されず、取り上げられたとしても、請求権問題をめぐる交渉というよりも、新たな借款導入交渉という位置づけであった⁴⁸。ところで、大平・金合意と最終的な決着との間には、「無償3億ドル、有償2億ドル」という点では変更はないが、「商業借款1億ドル以上」が「商業借款3億ドル以上」に変更された。

この変更をどのように位置づけるのか。大平外相が金鍾泌との会談で発言したように、商業借款は青天井なので下限を決めることは「愚かなことだ」とすれば、「1億ドル以上」であろうが「3億ドル以上」であろうが、「5億ドル以上」であろうが、関係ないということになる。とすると、韓国は、無意味な要求に固執しただけなのだろうか。ただ、韓国政府の要求を、日本政府はすんなりと認めたわけではなかったし、後述するように「5億ドル以上」の要求はついに認めなかった。もし、意味のないものであれば、サービスして「5億ドル以上」を認めてもよかったのではないか。なぜ、「意味のないもの」をめぐる日韓両政府間で交渉が行われたのか。そもそも、「1億ドル以上」を「3億ドル以上」に変えることで、その後の日韓関係が劇的に変わったのだろうか。

本稿では、一方で、大平や日本政府がしきりに強調するように、こうした変更はそれほど大きな意味はなく、象徴的なものでしかなかったという見方を必ずしも否定するものではない。しかし、他方で、この問題をとりまく日韓の交渉には、軽視できない重要な意味があったのではないかとすることも強調しておきたい。前述したように、請求権の金額とその内訳、名目をめぐる交渉に関しては、サンフランシスコ平和条約第4条を前提とすると、韓国側が必要とする資金量を請求権という名目では獲得しがたいということが交渉を通して明らかになった。その結果、大平・金合意のような内容が解決策にならざるを得な

⁴⁷ 「大平・金書簡」1962年11月29日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1828。大平は大平・金メモの内容について、池田首相の裁可を得て、規模については大体異存はないが、対韓債権（貿易焦付き債権4573万ドル）と対韓経済協力の方法については留保し、今後相談したいという書簡を、金鍾泌に送った。

⁴⁸ （吉澤，2005）は、大平・金合意で、請求権問題が政治的に妥結され、それ以後は国交正常化以前の借款交渉として位置づけている。

かったということは、請求権問題解決の枠組みを独自に構築するだけのパワーを韓国政府が欠いていたことを示すと言えるかもしれない。しかし、そうした枠組みの中で、韓国にとって有利な機会をいかに作り出していけるのか、そうした点に関しては、韓国の外交力が相当程度発揮されたと見ることもできる。大平・金合意に至るまでの、換言すれば、請求権問題解決の枠組みを構築する交渉に関しては、韓国の外交力には強力な制約があつて独自の影響力を発揮したとは言えなかった。にもかかわらず、一旦決められた枠組みの中、自国を取り巻く国際環境との間で、自国の統制をできるだけ損なわずに密接な関係を構築することで、自己の利益の最大化を図るという点で、韓国外交は成果を上げたと言えるのではないかと考える。その意味で、請求権問題に関する韓国外交の本格的な出番は、大平・金合意以前ではなく、ポスト大平・金合意における交渉にあつたと言っても過言ではない。その意味で、この交渉過程にこそ、韓国外交の特徴が顕著に現れたと言えるのではないか。

2. 大平・金合意をめぐって

大平・金合意は成立したが、まずは、その解釈をめぐって日韓の間に食い違いが生じた。それは、大平・金合意それ自体が玉虫色の表現であつたからだ。争点となつたのは、焦付き貿易債権の償還期間と有償(公共借款)の償還条件である。焦付き貿易債権(清算計定)4,573万ドルに関しては、3年での返還を主張する日本と10年での均等返還を主張する韓国との間で対立が存在した。これは、金・大平合意では、直接言及されなかつた問題であるが、日本側からすれば、無償供与することで、できるだけ早く貿易の焦付き債権を償還してもらいたいと考え、それを毎年分の供与から差し引くということになる。ところが、韓国側からすれば、短期間に債務を返還してしまうと、少なくとも初期には、毎年の利用可能額が減額されてしまうことになるために、できるだけ長期間での返還を望むということになる。公共借款の償還条件に関しても、7年据置後13年償還を主張する日本、つまり、20年償還という文言には据置期間の7年も含まれると考える日本側に対して、7年据置後20年償還を主張する韓国との間で合意の解釈をめぐる食い違いがあつた⁴⁹。償還期間をできるだけ長期間にすることで利用可能な資金量の最大化を図ろうとする韓国側と、それに対して文言通りの償還に固執する日本側との対立が存在したからだ。

こうした合意の解釈をめぐる対立は、特に、利用可能な資金量の最大化を図ろうとする韓国政府とそうしたペースに引きずられないようにする日本政府の対立があつた。しかし、無償、有償、民間借款を含めて相当程度の経済的価値が日本から韓国へ移転されるということが前提とされた場合、そうした経済的価値の流れを日本政府が統制するには限界があり、無償でも公共借款でもなく商業借款ということになると、韓国政府の要求を拒否する理由はなく、問題はその借款に関してどの程度政府が関与することで、どのような条件を付けるのかということになる。

⁴⁹ 「大平の金鍾泌宛て書簡、1962年12月27日」「金鍾泌の大平外相宛て書簡、1963年1月21日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1828『金韓国中央情報部長・大平外相書簡 1962.11.29-1963.1.21』。

3. 大平・金合意範囲以外の請求権交渉

大平・金合意で議論された請求権の範囲に船舶や文化財が含まれるのかどうかについても、日韓政府間で認識の違いが存在した。元々、船舶や文化財の返還問題は、一般請求権とは区別され、また議論の場も、財産及び請求権小委員会ではなく、船舶小委員会、文化財小委員会であった。その意味で、韓国側が、金・大平合意は一般請求権だけであり、船舶や文化財の返還に関する請求権は残っていると解釈するには、それなりの理由がある。しかし、日本側としては、大平・金合意では、サンフランシスコ平和条約第4条(a)項で示される請求権全般を議論したはずであり、船舶や文化財が除外された狭い意味での一般請求権を議論したわけではないと主張した。さらに、新たに、李承晩ラインを侵犯したために拿捕された漁船の被害に対する請求権を日本側は持つと主張した⁵⁰。これは、韓国側の船舶請求権を相殺するために持ち出されたものでもあったが、この損害に対する何らかの補償を日本政府が漁民に対して行わなければならない以上、提起せざるを得ない請求権であったとも言える。

以上は、請求権というカテゴリーの範囲をめぐる問題であるが、請求権という問題の枠外から請求権問題に影響を及ぼす二つの問題が登場した。一つは、漁業問題である。漁業問題は、本来、日本と韓国との間で、隣接する漁場をどのように配分、管理するべきかという問題であった。ただし、李承晩政権が李承晩ラインを一方的に宣布することにより、韓国の漁場を囲い込もうとすることから端を発し、李承晩ラインを越える日本漁船を韓国側が拿捕することによって、漁業問題は、日韓間の大きな政治問題となった。しかし、朴正熙政権は、李承晩ラインを守るという姿勢にそれほど固執しなくなった。その代わりに、日本からいかに漁業協力を獲得するのかに関心を向けるようになった。ただし、依然として日韓間で漁場をどのように切り分けるかは争点として残った。当時、日本の漁業技術が韓国よりも優れているという与件の下で、日本が、できるだけ自由競争の原理を優先させようとしたのに対して、韓国はできるだけ排他的な漁場を広く確保しようとして対立した。この対立は、次第に、漁船の輸出を含めより先進的な漁業技術を日本が韓国に提供するなどの漁業協力をを行うことによって、韓国側の譲歩を引き出そうとし、韓国側もそれを受け入れることで漁業問題は解決へと向かって行った⁵¹。

この漁業協力を請求権問題、経済協力問題との関連でどのように位置づけるのかということが日韓間の争点になったのである。この漁業協力は借款という形をとったのだが、韓国政府としては、政府間の約束であるからには、利子や償還期間などの借款条件に関しては、政府借款と同等な条件を当然の如く要求した。しかし、請求権および経済協力に関しては「無償3億ドル、有償2億ドル、商業借款1億ドル以上」が既に決定していたために、日本側としては、漁業協力は商業借款1億ドル以上という枠内で扱うことになるという立場であった。しかし、借款の金額や条件に関しては民間だけに委ねられるというわけにはいかない⁵²。この漁業協力の問題が、大平・金合意を「変容」させる一つの変数になった。

⁵⁰ 日本政府大蔵省理財局「日韓請求権問題の未解決点、1964年12月12日」日本政府外務省、日韓外交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1912。

⁵¹ 以上の漁業問題をめぐる日韓関係に関しては、次の史料を参照されたい。日本外務省アジア局北東アジア課「日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)」1964年11月1日、日本政府外務省、日韓外交正常化交渉第5次公開文書、文書番号531。

⁵² 「한일외상회담, 1963년 7월 30일」大韓民国外務部外交文書登録番号748『제6차 한일회담, 제2차 정치회담(김용식-오하라 외상회담) 동경, 1963.7.25-31』フレーム番号67-69。

もう一つは、国交正常化前のプラントの延払い輸出という問題であった。大平・金合意にもあるように、国交正常化以前でも経済協力を行うことで合意が形成されていたが、具体的にプラントの延払い輸出をめぐる交渉が進められていた。こうした3年以上にも及ぶ延払い輸出に関しては、日韓両政府の許可が必要とされていた。一方で国交正常化前の経済協力は国交正常化とは無関係なので、「商業借款1億ドル以上」とは無関係であるはずだというのが、韓国政府の立場であった。しかし、日本政府としては、全く無関係ということになると、「商業借款1億ドル以上」とは別の第四の категория になってしまい、国交正常化以後の経済協力実績にカウントされず、韓国側の商業借款のさらなる要求を許容させることになってしまうので、それには難色を示した。ところが、韓国政府としても政府の関与に基づく有利な条件で借款を導入したいと考えたので、「商業借款1億ドル以上」と全く無関係だという立場を貫徹したわけでもなかった⁵³。

以上のように、大平・金合意の解釈をめぐり、もしくは大平・金合意の範囲以外の部分において、請求権問題には新たな問題が追加された。注目すべきことは、そうした新たな問題は、少なくとも韓国側にとっては日本から導入する資金の最大化と最適化という目的を実現するのに、有利な条件を醸成することになったという点である。

4.6・3事態

1962年11月の金・大平合意によって請求権問題の解決には目途が立ったと考えられたが、翌1963年には、日韓国交正常化交渉それ自体には可視的な進展が見られなかった。その最大の理由は、韓国国内の民政移管をめぐる政治的混乱であった。韓国では、日韓交渉の推進役を担った金鍾泌自体が、民政移管後の与党のあり方をめぐる与党内部の対立渦中に立たされ、「自意半他意半」の外遊を余儀なくされた。また、日本政府も、そうした不安定な韓国政治に直面して、民政移管前の交渉妥結を事実上見送った⁵⁴。

⁵³ 日本外務省「対韓無償及び有償供与実施大綱(試案)1963年2月21日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第5次公開文書、文書番号1891。

⁵⁴ 韓国側で日韓国交正常化に主導的な役割を果たしたのは金鍾泌中央情報部長であることは疑いないが、金鍾泌中央情報部長の評価に関して、日米の間で相当の乖離が存在した。日本側では韓国の政府要人の中でも金鍾泌への評価が好意的であったのに対して、米国側では、金鍾泌が韓国政治の不安定さを招来しているという見方が支配的であった。米国側の見方に関しては、以下の史料を参照されたい。EMBTEL(Telegram from US Embassy in Korea to the Department of State) 504 (1/18/63), EMBTEL529(1/27/63), EMBTEL538(1/30/63),NSF,Box 129, J.F.K. Library. (한국정신문화연구원 현대사연구소 편(1999), pp.709-714, pp.731-736, pp.743-750), 日本外務省北東アジア課「韓国情勢に関する在京米大使館員内話、1962年6月15日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1796。また、バーガー駐韓米大使が、金鍾泌とは不仲であったと知られているが、バーガー大使は、金鍾泌に対して「金鍾泌が理想としていたのはナセルであり、スカルノであり、アユブ・カーンたることであったが、韓国の社会水準はそういう野望を受け入れるにはもっと高いところにあった」と後宮アジア局長に話していたのは、興味深い。バーガー大使は、金鍾泌の独断専行が韓国政治に不安定をもたらすと考えていたからだ。日本外務省北東アジア課「前駐韓バーガー米大使の内話に関する件、1964年7月13日」、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1682。日本側の見方に関しては、日本外務省北東アジア課「■の金鍾泌中東情報部長との会談内容に関する件、1962年10月15日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第5次公開文書、文書番号287。この文書の中で金鍾泌が「非常に日本によりかかろうとしていることが痛感され、いわば反米親日の空気であった」という発言がある。発言者の部分は黒塗りにされ公開部分から削除されているが、読売新聞社の嶋元謙郎ソウル特派員(当時)ではないかと思われる。

しかし、韓国の民政移管が、朴正熙大統領の当選によって与党民主共和党の信任という形で達成された後、1964年になると、再び、日韓交渉の妥結に向けて拍車がかかるようになった。日韓交渉の推進役である金鍾泌が政界に復帰し、日韓交渉妥結に向けた主導権を握るようになったからである。この時期、最大の焦点となったのは漁業問題であり、それに伴った平和線(李承晩ライン)の撤廃問題が日韓両政府間で議論された。しかし、この争点に関して、韓国では朴正熙政権の対日交渉姿勢が「低姿勢」であるということで反対運動が高揚した。さらに、それに乗ずる形で、請求権問題をめぐる金・大平合意に対しても、「金鍾泌がわずかばかりの金額で請求権を妥結したばかりではなく、平和線も売り渡そうとした」という批判が浴びせられることになった。そうした反対運動が高揚した結果、朴正熙大統領は、1964年6月3日を期して戒厳令を宣布することで反対運動を抑え込むとともに、交渉を一時凍結するという選択を余儀なくされた。

この時期、金・大平合意で曖昧にされていた商業借款の位置づけについて議論が深められた。日本政府は、一方で商業借款の金額は明示すべきではないという立場を堅持したが、他方で、「もっとも韓国側において国内PR上の見地よりこれにあたかも請求権解決のための特別の借款であるが如きニュアンスをつけて宣伝することはあり得べく、また、その金額については1億ドル以上である旨宣伝することも差し支えない」⁵⁵と、韓国政府が国内対策上必要ということであれば1億ドル以上という具体的金額を明示しても差し支えないという柔軟な立場を選択するようになった。

但し、日本政府内部および日韓関係において以下のような問題が新たに提起されることになった。それは、国交正常化前の商業借款を大平・金合意との関係でどのように位置づけるかという問題である。日本外務省は「民間借款1億ドル以上ということが、現在問題になっている数件の延払案件についても、通常の民間借款の契約であるという意味において金大平了解線第三項のいわゆる民間借款と『同じ性質の』信用供与であることに間違いない」⁵⁶として、一旦、金・大平合意との関連性を認めた。「しかしながら、前述の如く右第三項の民間借款は請求権解決のための特別の性質の借款でなく、また総金額の上限についても何ら規定がないから、前記懸案の延払諸案件を特に右第三項の民間借款の内枠であると主張することは意味がなく、また、従来の国会答弁等の趣旨にも反するものである」⁵⁷として、両者の関連性を公式的には否定した。そして、「延払い案件を金大平了解の第3項の内枠であるという一札を韓国から入手せよ」という大蔵省の要求を斥けた。にもかかわらず、「ただし、問題の延払い諸案件の内容が金大平了解線第3項等を持ち出さなければ『通常の』民間借款と解釈し得ないか否かは問題であり、インドネシア等に対しその信用状況にもかかわらず極めて優遇的な延払条件を許与したことに鑑みれば、右の『通常の』借款に属するか否かの解釈は結局高度の政治的決定となるべく、かなり弾力性のある決定を可能ならしめるものとみてよからう」⁵⁸として、民間借款に対する政府の関与の可能性を必ずしも排除しなかった。

⁵⁵ 日本外務省経済協力課「対韓延払信用供与関係懸案について」1964年4月27日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1910。

⁵⁶ 同上文書。

⁵⁷ 同上文書。

⁵⁸ 同上文書。

5. 対韓緊急援助と民間借款の「増額」

1964年6・3事態は、日韓交渉の妥結にブレーキをかけることになった。日韓両政府ともに、韓国国内世論において、既定の日韓国交正常化に対する反対がいかにも多く激しいのかを痛感させることになった。そこで、日本政府、さらに、日韓両政府間で調停者としての役割を果たした米国政府としても、そうした強硬な韓国国内世論にどのように対応するのか、新たな戦略の見直しを迫られることになった⁵⁹。日本政府による対韓緊急援助の提案は、こうした条件変化の中で選択された。韓国の困難な経済状況に対して日本が食糧や消費財を緊急に援助することで、韓国国内の反日世論を緩和するというのが、当初の目的であった⁶⁰。日本政府は、前年1963年にインドネシアに対して緊急借款を供与した経験を参考にし、韓国の遊休工場施設を稼働させ、韓国の輸出増加、雇用増加に直接的に寄与することを目的として、韓国政府との合意に基づいて、消費財中心の1,000万ドル規模の延払い借款の供与を模索した⁶¹。但し、この援助は緊急援助という性格上、プラント延払い輸出とは一線を画すものとして位置づけた。両者を同一視するとプラント延払い輸出の借款に関しても緊急援助と同様の有利な条件を期待されてしまうので、それを防ごうとする意図が込められていたからだ⁶²。

ところが、日本側の緊急援助打診に対する韓国側の反応は、予想外のものであった。韓国政府は、消費物資の緊急援助よりもプラント延払い輸出の早期承認や韓国の農水産物対日輸出増大による貿易不均衡の是正の方が優先課題であると、日本政府に求めたからだ⁶³。韓国政府は、消費財中心の援助が結果的に韓国市場の日本製品支配を帰結することを警戒したため、たとえ、緊急援助とは言え消費物資の援助に対しては慎重な姿勢であった⁶⁴。また、緊急援助と言いつつ実質的には借款であり、しかも、その借款条件が前年のインドネシアと同様の年利5.75%であることに対して不満を抱いた⁶⁵。したがって、日本の対韓緊急援助の申し出を、プラント延払い輸出の早期承認と韓国の農水産物輸出増大による貿易不均衡の是正という二つの異なる交渉に連携させることにより、韓国が導入する対日資金の量を最大化し、条件を最適化する戦略を駆使したのである。

プラント延払いの輸出の早期承認を対韓緊急援助の代わりに要求することは、プラント延払い輸出の条件に関しても対韓緊急援助で想定された借款条件にできるだけ近づけられるのではないかという

⁵⁹ ドハティ駐韓米公使がエマーソン駐日米公使を伴って、後宮アジア局長を訪問し、以下のように述べた。「日韓会談の進展を図り得る環境を作るのは主として韓国政府の問題にかかっているが、日本側もこれに何らかの寄与が出来るかどうか検討してほしく、韓国の世論を和らげるために何らかの象徴的な措置がとれないであろうか。このため、例えば韓国からの輸入において制限的措置を緩和すること、留学生を受け入れることを配慮することは可能でなからうか」と要望した。日本外務省北東アジア課「韓国情勢に関する在韓米大使館ドハティ公使の内話について」1964年5月27日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1683。

⁶⁰ 日本政府外務省北東アジア課「日韓経済会談および対韓援助に関する件」1964年6月15日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1908。

⁶¹ 日本外務省「韓国に対する援助問題(改訂案)」1964年6月20日、同上文書。

⁶² 同上文書。

⁶³ 日本外務省北東アジア課「経済協力問題等に関する韓国側申出について」1964年6月25日、同上文書。

⁶⁴ 日本外務省経済局アジア課、経済協力局経済協力課「韓国援助問題に関する韓国側要望内容」1964年6月25日、同上文書。

⁶⁵ 裴義煥駐日大使(外務部長官宛て)「오오파 일본 외무차관과(太田日本外務次官)의 요담」1964年8月26日、大韓国外務部外交文書登録番号1663『대일 2000만불 연지불 도입에 관한 한일간의 각서교환, 1964-65. 전2권(V.1 1964.6-9), 프레임番号272~275。

新たな期待を韓国側に持たせることになった。さらに、日本の対韓緊急援助の提案は、それまで「無償3億ドル、有償2億ドル、商業借款1億ドル以上」という請求権の総枠を拡大する交渉の契機にもなった。「1億ドル以上」の商業借款に関して「輸出入銀行による最も有利な条件の借款1億ドル以上を日本政府の関与により」という文言を加えることで、政府による関与と条件面での配慮を明示しなければならぬと、韓国政府は従来から主張していた⁶⁶。

しかし、それに対する日本政府の態度は曖昧なものであった。韓国政府が一方でプラント延払い案件などを商業借款の「1億ドル以上」の外枠として位置づけながらも、実質的な条件としては、その枠内と同等の有利な条件を要求するのではないかと日本政府は警戒した。他方で、国交正常化前のプラント延払い案件は商業借款の「1億ドル以上」とは別枠とするべきだという韓国政府の主張は、実はもう一つ別枠を作ることで商業借款の増額を目論んでいるのではないかと、日本政府は警戒した。日本政府としては、商業借款「1億ドル以上」と金額を明示することを認めたわけではなかったが、それを認めた場合、金・大平合意による既定の枠を「変更」して商業借款の総量を増大させるとともに、借款条件をより有利なものにしようとする韓国側の姿勢に対する警戒を隠さなかった⁶⁷。

さらに、対韓緊急援助、プラント延払い輸出と並行して、漁業協力問題が再び懸案として浮上した。一方で、韓国側は漁業協力の7,000万ドルは無償3億ドル、有償2億ドル、商業借款1億ドルとは別枠だと主張することで、6億ドルという総枠を広げ、導入する対日資金量の増額を試みた。他方で、韓国政府は、日韓漁業協力を商業借款と連携させることで、商業借款を、漁業協力と同等か、できるだけ近い、より有利な条件で合意できるようにすることを試みた⁶⁸。商業借款の条件に関して、政府は関与せず、純粋な民間同士の契約に過ぎないということを、日本政府は再三にわたって強調していた⁶⁹。にもかかわらず、商業借款には漁業協力なども含まれているとおり、商業借款は全て民間任せというわけにはいかず、韓国に対する日本政府の政治的配慮は、商業借款条件に関しても影響を及ぼさざるを得ないものであった。

Ⅲ.大平・金合意の「再検討」とその帰結としての「椎名・李東元合意」

日韓交渉における6・3事態の意味は、請求権問題に関する大平・金合意に対する批判が、韓国政府内部における金鍾泌の権力が弱体化する中で起こったことである。そして、日韓交渉における大平・金合意の正当性それ自体が問題視されることにもなった⁷⁰。結果的に大平・金合意の白紙化は否定さ

⁶⁶ 日本外務省北東アジア課「対韓プラント延払いと請求権問題解決のための経済協力との関係」1964年8月3日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1910。

⁶⁷ 同上文書。

⁶⁸ 日本外務省北東アジア課「対韓プラント延払いと請求権問題解決のための経済協力との関係」1964年7月30日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1910。

⁶⁹ 同上文書。

⁷⁰ 韓国外務部「金大平合意의 白紙化에 關하여」1964年8月1日、大韓民国外務部外交文書登録番号754 『제6차 한일회담 회담관계 각료회의 및 회담관계 제문제점 연구, 1963-64』、フレーム番号237~250。

れたが、韓国政府内部においてそうした議論があったことの意味は過小評価されてはならない。

大平・金合意の再検討の中で最も重視されたのが、商業借款の下限を上げることであった。ただ、この問題は、大平・金合意の修正になるだけに、実務交渉で決定することは困難であったために政治折衝による決着に委ねざるを得なかった。

1. 椎名外相訪韓（1965年2月17～20日）

1964年6・3事態以後、韓国国内の反日感情を緩和するために、一方で対韓緊急経済援助が決定されるとともに、吉田茂元首相の訪韓を韓国側が要請し、米国もその可能性を日本政府に勧告した⁷¹。これは、同年に発生した周慶鴻事件に起因して悪化した日台関係に関して、吉田が政府特使として訪台し事態を收拾したことを念頭に置いて構想されたものである。裴義煥駐日大使は、日韓関係を打開するために、池田首相にも影響力のある政界の「元老」的存在である吉田元首相の果たす役割に注目し、頻繁に吉田と接触していたことも、こうした構想の背景にあった⁷²。しかし、池田内閣は日台関係と日韓関係とは根本的に違い、吉田の訪韓が成果を上げるためには、相応の「手みあげ」が必要であるが、池田も、また吉田自身も、成功の保証はないということで、吉田元首相訪韓による事態の打開というシナリオは実現されなかった⁷³。

結局、韓国の対日世論の緩和の役割を担ったのは佐藤栄作政権下の椎名悦三郎外相自身の訪韓であった。椎名外相訪韓の最も重要な目的は日韓基本条約の仮調印であったが、その際過去の歴史に関して椎名外相がどのような「謝罪」声明を出すのかということが注目された⁷⁴。椎名訪韓では、請求権問題に関しても次のような現状変更が討議された。1965年2月17日の椎名外相・丁一権国務総理会談で、丁一権が、大平・金合意を変更できないかを示唆したのである。丁一権は「野党は大平・金メモを政治的に利用せんとしているので、その大義名分を与えないように技術的に調和する方法はないかを考えてみる必要がある。その方法についての私案は、こうだ。大平・金了解の1億ドル以上の商業借款の項目を具体的に、例えば適当なプロジェクトを選定してこれに対し日本が10年ないし20年の間に2.5億ドル供与することに合意することだ。そのようにすれば、3+2+2.5ということで日本が韓国経済復興に協力する誠意をみせたということになり、野党の口を封じ、政府の立場は強化される」⁷⁵と発言した

⁷¹ 日本外務省北東アジア課「韓国側の吉田元総理訪韓の希望表明について」1964年8月22日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1680。

⁷² 裴義煥駐日大使(外務部長官)「요시다시개루전수상과의 회담, 1964년 6월30일」大韓国外務部外交文書登録番号1459『제7차 한일회담 본회의 및 수석대표회담, 1964-65』、フレーム番号9～13。

⁷³ 日本外務省北東アジア課「吉田元総理訪韓問題に関する椎名大臣とライシャワー米大使の会談内容」1964年8月27日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1683。

⁷⁴ 椎名外相訪韓に関しては、(椎名悦三郎追悼録刊行委員会, 1982, 41～76)を参照されたい。

⁷⁵ 日本側の記録としては、以下を参照。日本外務省アジア局北東アジア課「丁一権国務総理に対する表敬訪問、1965年2月17日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1329、日本外務省アジア局北東アジア課「椎名外務大臣韓国訪問(昭和40年2月17-20日)の際の討議記録」。韓国側の記録としては、以下を参照。韓国外務部「일본 시이나 외상의 국무총리 예방시의 면담 요약, 1965년 2월 17일」大韓国外務部外交文書登録番号1500『시이나 예쓰사무로(椎名悦三郎) 일본 외상 방한, 1965.2.17-20.』フレーム番号340-342。

⁷⁶。但し、肝腎の、椎名・李東元外相会談では、この問題に関する言及はなかった。また、張基榮副総理(経済企画院長官)は、2月20日、椎名外相に同行した赤沢璋一通産省経済協力部長との懇談で「1億ドルはコマーシャルの条件で日本から延払いを受けるにすぎず、コマーシャルの条件さえ整えばいくらでも話がまとまろうし、さもなくば駄目だということで、余り特別の意義を認めていない」⁷⁷と発言した。

こうした事実から、韓国政府内部では、この時点では、日本側に大平・金合意「無償3億、有償2億、商業借款1億ドル以上」の変更を求めることに関して意見の一致が見られなかったことがうかがわれる。但し、前述した大平・金合意の「修正」の意味を込めて、そのねらいを商業借款の「増額」という点に絞っていたことがうかがわれる。但し、日本政府は、この「増額」の意味をほとんど認めていなかったし、韓国の経済部処も同様であったようだ。商業借款の下限の増額に関しては、明確な期限、たとえば、今後10年などということが定められず、また、政府の関与も明示されていない努力規定に過ぎないという点もあり、象徴的な意味しか持たないので、実質的な意味はなかったという解釈は十分に成立し得る。しかし、他方で、では、なぜ、韓国政府がそうした要求に固執したのか。また、日本政府はそうした要求を「無条件に」認めずに、慎重な姿勢を示したのか。こうした点を考慮すると、単に、意味のない要求をそれほど気にも留めずに承認して文書化したということだけではおさまらないであろう。

2. 李東元外相訪日による最終決着（1965年3月10～11日、この間は訪米、3月23日～4月3日）

従来、請求権問題の議論に関して、1965年3月から4月にかけての二度にわたる李東元外相の訪日、そこでの日韓外相会談はそれほど注目されてこなかった。しかし、非公式会談を含めれば、計七回の会談が集中的に行われ、しかも、密度が濃くそのうち二回ほどは徹夜で行われていることを考えると、この会談は池田・朴正熙首脳会談、大平・金鍾泌会談と並んで重要な会談であると位置づけられる。

李東元外相は、ベトナム問題や日韓国交正常化問題を主要議題として訪米したが、訪米途上と韓国への帰国途中の二回にわたって訪日した。訪米途上の会談では、李東元外相は、椎名外相、佐藤首相に対して、大平・金合意の「変更」がどうしても必要であることを求め、特に椎名外相との会談では、「無償3億ドル、有償2億ドル、商業借款1億ドル以上」の内、具体的に商業借款「1億ドル以上」を「3億ドル以上」とすることや、さらにそれに加えて漁業協力借款1億ドル供与の明示を求めた。それに対して、佐藤首相、椎名外相とともに、日本政府の従来立場を繰り返すのに留まった。すなわち、商業借款はケースバイケースで積み上げていくものであり、政府が枠をつけるべき性格のものではないという原則を繰り返した⁷⁸。但し、椎名外相との会談に同席した牛場信彦外務審議官は、「協定上には

⁷⁶ 但し、金額に関しては、日本側の記録が「2.5億ドル」となっているのに対して、韓国側の記録では「2.5億ドルまたは3億ドル」と記述されている。

⁷⁷ 日本外務省経済局(加藤記)「椎名外務大臣一行の訪韓の際における日韓経済関係についての会談要旨について」1965年2月26日、日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号1330。但し、この会談に関する記録は、韓国側史料には見られない。

⁷⁸ 日本外務省北東アジア課「佐藤総理・李東元長官会談録、1965年3月11日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号735。日本外務省北東アジア課「椎名大臣・李長官会談録、1965年3月11日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号728。

金額は触れられない」と断りつつも、「但し、然るべき文書で、何年間ぐらいでどれほどの金額の経済協力が実現されることが期待されるといった程度のことを書き、コマーシャルベースで契約が作られれば政府がその許可につき好意的に考慮するという程度のことを述べることができるだろう。そういう趣旨の案を提案されれば検討する用意がある」⁷⁹と述べて、李東元外相の提案に一定の理解を示した。実は、この会談の前、李東元外相との会談に備えて外務省が椎名外相の発言のために作成したメモでは、「(大平・金了解の民間信用供与の額を増やして欲しいとの要望が出された際は)良いプロジェクトがあれば民間信用供与は容易に1億ドルを上まわることになる。これが増えれば増える程お互いにとって得である。しかし、一定の額を日本政府が予め約束することは民間信用供与の性質上難しいし、また国会対策上も今更大平・金了解の修正の如き外観を呈する措置は絶対に呑み得ない」⁸⁰と椎名外相に釘をさしていたように、商業借款の下限増額には慎重であっただけに、牛場審議官の発言は、そこから一步踏み出たものであったと見ることもできる⁸¹。

椎名訪韓の時には、丁一権総理だけが、この民間借款の下限増額を提案してただけで、特に、経済の司令塔である張基榮副総理はほとんど関心を示さなかったことを考えると、李東元外相訪日時には、李東元外相自身もこの立場に同意したように、次第に韓国政府内部で、こうした考えが影響力を増したことを示している。但し、日本側では、韓国側の民間信用供与の下限枠の増額要求に対して、依然として、大蔵省だけでなく外務省も含めて慎重な姿勢を堅持していた。

ところが、韓国側の国内事情、特に大平・金合意を形の上だけでも修正することと、単なる個別プロジェクトの積み上げではなく総額数字の明示が必要だということに固執する韓国政府の要求に対して、日本政府が関与しないという留保つきであるが、日本政府は、次第に柔軟な姿勢に変わっていった。そこで、3月25日の第二回会談において、韓国側が、金・大平合意に代わる「椎名・李了解」であるという狙いを込めて「請求権問題解決に関する合意事項」案を提示した。

「請求権問題解決に関する合意事項」韓国案(1965年3月25日)⁸²

1 大韓民国の対日請求権問題を解決し両国間の経済協力を増進するために、日本国は無償3億ドル、政府借款2億ドル、商業借款()億ドル、漁業協力借款9000万ドルを大韓民国に提供する。

2 提供内容

無償： 提供期間は10年間とし、両国間の合意によって6年間にまで短縮することができる。
両国間の清算計定上の未清算金は無償3億ドルから差し引きすることで解決することとし、韓国の実質的な受取額が毎年2550万ドル以上にならないといけない。

政府借款： 提供期間は10年間とするが、両国間の合意によって6年間にまで短縮することができる。

⁷⁹ 日本外務省北東アジア課「椎名大臣・李長官会談録、1965年3月11日」同上文書。

⁸⁰ 日本外務省北東アジア課「李長官との会談における椎名大臣発言要領、1965年3月8日」同上文書。

⁸¹ 但し、この点に関して、牛場の回顧録では、「経済協力は、幸い『大平・金メモ』で無償三億ドル、有償二億ドルと総額が決まっていたので、大枠は動かなかったが、金利など細かい点では難航した。といっても時間がかかったのは日本側の内部調整で、大蔵省がめっちゃめっちゃに固かった」という記述があるだけで、詳細は明らかにされていない。牛場の回顧に関しては(牛場, 1984, 108~109)を参照されたい。

⁸² 韓国外務部「청구권문제 해결에 관한 합의사항(안)」大韓国外務部外交文書登録番号1486『이동원 외무부 장관 일본 방문, 1965』フレーム番号102-103。

借款の利子は年3.5%、償還は7年据置後、20年間にわたり均等償還する。

商業借款：日本政府関与下の輸出入銀行によって最も有利な条件で提供されることとする。

漁業協力借款(両国農相会談で合意されたのによる)

- 3 韓日両国間の文化財問題を解決し文化協力を増進するために日本国は両国が合意する品目の韓国文化財を大韓民国に引き渡すこととする。
- 4 韓日両国間の船舶問題を解決するために日本国は両国が合意する隻数とトン数の新造船を大韓民国に無償で提供することとする。
- 5 以上をもって、大韓民国と日本国との間の請求権は完全に、そして最終的に解決されることとする。

この原案の特徴は、第一に、日本が韓国に供与するものとして、無償、政府借款、商業借款に加えて「漁業協力借款」という第四の категория が明示されている点である。第二に、無償供与に関する韓国の実質的な受取額が毎年2,550万ドル以上にならないといけないということで、韓国が利用可能なミニマムの資金量を確保することができるようにしている点である。第三に、政府借款の償還に関して、韓国側の従来からの要求通り、据置7年後20年償還を求めている点である。第四に、商業借款に関して、「日本政府関与下の輸出入銀行によって最も有利な条件で」という条件をつけることで、利子や償還期間などに関して、できるだけ有利な条件の借款を供与するように、日本政府がある程度の義務を負うことを求めている点である。最後に、船舶や文化財に関しては、特別に規定を設けることで、無償3億ドル、有償2億ドルとは異なる義務を日本側に要求している点である。

この原案に対して日本側が問題視したのは、以下の三点であった。第一に、漁業協力借款を商業借款と区別して第四の categoria を作ることはできず、あくまで「商業借款1億ドル以上」の枠内に位置づけられるべきだということである。但し、借款条件に関しては、通常の商品借款と区別して、特別扱いすることを考慮することができるとした。第二に、2億ドルの政府借款の償還期間に関して、7年据置後20年間で償還するという韓国側の主張は受け入れられないとするものであった。最後に、船舶問題に関して、日本側に拿捕漁船などの被害に対する請求権が存在すると主張した⁸³。

さらに、翌26日の第三回会談では、商業借款1億ドル以上を「ふくらませる」点に関して、日韓双方の歩み寄りが見られた。日本側が商業借款のプロジェクトを金額も含めて並列し、民間ベースで行うことを明記したうえで、さらに並列したもの以外のものでも認めるといように表現することで解決したらどうかと提案したのに対して、韓国側は商業借款を、プロジェクト別ではなく、9,000万ドルの漁業借款と軽工業、重工業、化学工業など部門別に商業借款の数字を並べることによって表現することを示唆した。その他、第三回会談では、韓国側船舶請求権と日本側拿捕漁船請求権を相殺することが日本側から提案された⁸⁴。

それを受けて、第四回会談は、3月26日夜から翌27日にかけて徹夜で行われた。この会談において、

⁸³ 韓国外務部長官(国務総理宛て)「第2次外相会談報告」1965年3月25日。同上文書フレーム番号101～102。第二回会談の記録は、日本側の文書にはない。

⁸⁴ 韓国外務部長官(国務総理宛て)「第3次外相会談報告」1965年3月26日。同上文書フレーム番号105～107。日本外務省北東アジア課「日韓外相会談第3回会合記録、1965年3月26日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号730。

初めて、「商業借款3億ドル以上」が明示されることに日韓が合意した。従来の日本側の立場は数字としては1億ドル以上であるし、数字を明示するということには慎重であった。しかし、韓国側は船舶海運部門の協力資金3,000万ドルを含めたうえで、商業借款を5億ドル以上とするという新たな提案をしてきた。そのうえで、金東祚駐日大使は、通常商業借款の総額は「5億ドル以上」ではなく「3億ドル以上」に「譲歩」するから、金利5%の船舶海運部門の協力資金3,000万ドルの提供と、政府借款2億ドルの償還期間を20年ではなく据置期間7年を含めて27年にすることを要求してきたのである⁸⁵。

日本側は、韓国側の提案に対する代案として、次のような合意案を提案した。

1965年3月 日の日韓間の請求権問題解決に関し椎名大臣・李長官間において意見の一致を見た内容
(案)⁸⁶

1 無償経済協力 金額総額3億ドル 期間10年均等。但し、財政事情によっては、双方合意の上くり上げ実施し得る。

2 有償経済協力 金額総額2億ドル、期間10年、条件 金利3.5% 償還期間7年の据置期間を含み20年

3 通常の民間借款

性格:民間契約に基づき日本国の関係法令に従って供与される。本借款は国交正常化の前後にかかわらず供与されるものとする。

金額:通常の民間借款の性格上、借款総額の最下限も最上限も規定しない建前であるが、日本側としては、結果的に3億ドル以上にたつすることに異存はない。本借款は、漁業協力のための民間借款の合意額9000万ドルを含み、かつ、韓国の経済開発5カ年計画に従って韓国側が提示するプロジェクトを考慮に入れる。

4 貿易上の対韓債権(4573万ドル)

償還期間 10年均分

償還方法 現金決済を原則とするが、韓国側がその外貨事情や内資事情のため希望する場合には毎年度韓国の要請により、当該年度における日本よりの無償供与額の減額により支払いと見做すこととする。

5 請求権の解決

本取極成立時における日韓両国および両国民間の財産および請求権問題はサンフランシスコ平和条約の第4条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されたことになる。

この提案で注目すべきなのは、商業借款の下限に関して、従来の「1億ドル以上」という「合意」から日本側が実質的に韓国の要求に歩み寄ることで、「3億ドル以上」という数字を明示することに関して実質上の合意が得られたことである。こうした数字の「積み上げ」に関しては、単に請求権ということ以外に、船舶請求権、漁業協力、経済開発5カ年計画などが関連していたのである。もう一つは、日韓の貿

⁸⁵ 韓国外務部長官(國務總理宛て)「非公式外相会談報告」1965年3月27日。同上文書フレーム番号111～112。日本外務省北東アジア課「日韓外相会談第4回会合記録、1965年3月27日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号731。

⁸⁶ 日本外務省「1965年3月 日の日韓間の請求権問題解決に関し椎名大臣・李長官間において意見の一致を見た内容(案)」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号731。

易上の焦付き債権の処理に関して合意が形成されたことである。従来は無償3億ドルの供与から差し引くことによって処理するという点に関しては合意していたが、韓国側が無償供与と同じ期間である10年を主張していたのに対して、日本側が3年での償還を主張していたが、この争点に関しては韓国側の要求が受け入れられた。

ところが、次の第六回会談では、韓国側から商業借款の数字を「3億ドル以上」ではなく「5億ドル以上」にしてほしいという点、有償2億ドルの償還期間に関して、27年ではなく20年とすることはやむを得ないが「合意の上、期間を延長し得る」という但し書を加えてほしい点、以上の二つの要求が提示された。椎名外相は、これに対して、この二つの要求に優先順位をつけて一つだけに絞ってほしいと要求し、それに対して、韓国側は有償2億ドル償還期間の但し書の追加の方を優先的に要求した。そして、日本側の調整の結果、それを受け入れることを決断した。ところが、李東元外相は、「『5億ドル以上』としてもらえば、日本が大きな態度を示したという政治的ゼスチュアールとなり、日韓関係好転化に役立つ」として、さらに商業借款5億ドル以上の明示を要求してきた。さすがに、こうした要求を日本側は約束が違ふということで拒否した⁸⁷。その結果、以下のような合意が成立した。①有償2億ドルの供与期間に関して7年据置後13年償還とする。財政事情によって両者合意によって償還期間を延長することができる。②商業借款を「3億ドル以上」と表現する⁸⁸。

しかし、3億ドル以上という表現に決着した商業借款について、依然として、政府の関与による借款条件に対する配慮の有無に関して、日韓双方の間で思惑の違いが見られた。29日の第七回会談において、金東祚大使が、通常商業借款3億ドル以上に関して、日本政府の好意的考慮を期待し、「いわば薄いピンク色をつけ」てもらふことを求め、さらに、漁業協力と船舶については「それよりも濃いピンク色」をつけてほしいと求めたのに対して、椎名外相は「そんな話ははじめて聞いた。通常の民間借款全部に色をつけるなどという話になっては全体の話をごわしてしまふ。これまでの話は漁業協力について多少特別の考慮を払い、船舶もこれに準じて考えようというだけであった」と、即座に拒否したのであ

⁸⁷ 日本外務省北東アジア課「日韓外相会談第6回会合記録、1965年3月28日」日本政府外務省、日韓外交正常化交渉第6次公開文書、文書番号732。但し、韓国側の記録には、こうした詳しいやりとりは記録されておらず、単に合意事項だけが記述されているだけである。

⁸⁸ この点に関して、金東祚駐日大使の回顧は、若干異なる。金東祚は、回顧録の中で次のように言及している。「私は、金・大平メモの『三億ドル(無償)二億ドル(有償)一億ドルプラスアルファ』の請求権合意分のうち、『一プラスアルファ』の部分で最小限五億～六億ドルに引き上げる決心でその交渉に乗り出したのである。しかし政府は経済関係部の意見を採択して、『一プラスアルファ』の商業借款は三億ドル線とどめる代わり、有償二億ドル(政府の財政借款)の利子条件を改善する方向で交渉する方針を下して、商業借款三億ドル以上の分は財政借款利子引き下げとバーターによる形式でうやむやになってしまった」と回顧し、さらに、この問題に関して日本の田中角栄蔵相が「たかが政府借款二億ドルの利子軽減のために、韓国側がかくも食い下がる理由に合点がいきません。財政借款二億ドルの利子がちょっとばかり軽くなるとしても、韓国側が得る利益がなんぼくらいですか。それよりは商業借款をより多く引き出して、その資金で工場を多く建設、経済を軌道に乗せるのははるかに有利じゃないですか。また少々出まかせの話かもしれないが、商業借款で失敗する最悪の場合、借り手がそれを踏み倒しても貸しては仕方がないでしょう。ぼくだったら商業借款をたくさん導入する方を選択しますね」と言ったことを好意的に紹介しつつ、商業借款の増額の方を優先的に選択するべきだったと回顧している。この回顧については(金東祚、1986、289～290)を参照されたい。また、上記の日本語訳については(金東祚、1993、336～337)を参照した。商業借款を積極的に導入すべきだという意見は、李秉喆三星財閥オーナーも共有していた(李秉喆、1986、153～157)。しかし、日韓の外交文書には、商業借款の増額と政府借款の利子の引き下げのバーターという議論はほとんど出てこない。政府借款の利子は当初から3.5%に決まっていたように思われる。むしろ、輸銀資金を含めた商業借款の利子の引き下げのことを念頭に置いた交渉ではなかったかと考えられる。

る⁸⁹。但し、こうした思惑の違いは、以上の合意を壊すほどのものではなかった。

以上の交渉の結果、次のような合意が成立し、請求権問題に関しては、ほぼ最終決着を見たのである。合意は、合意事項本文と、そうした合意事項に基づいて、日韓双方が一切の請求権を放棄することに合意することを約束した合意議事録、そして、合意事項中の船舶輸出のための商業借款の利子を5.5%程度とするという日本政府の関与を明示した書簡という三つの文書からなるものである。以上のことから、商業借款の供与に関して、少なくとも、漁業協力と船舶輸出借款に関しては、日本政府の関与の可能性が担保されることになったのである。

日韓間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項(不公表)(1965.3東京で)⁹⁰

椎名外務大臣と李外務部長官との間で次の事項が合意された。

1 無償供与(生産物及び役務)

総額3億ドル、10年間均等供与、但し財政事情によっては両国政府合意の上くり上げ実施し得る。

2 長期低利借款(経済協力基金による)

総額2億ドル、10年間均等供与、金利は年3.5%、償還期間は7年の据置期間を含み20年。ただし、財政および資金事情によっては双方合意の上償還期間を延長しうる。

3 民間信用供与(商業ベースに基づく通常の民間信用供与)

(1)民間信用供与総額は3億ドル以上に達することが期待される。

(2)漁業協力のための民間信用供与9000万ドルおよび船舶輸出のための民間信用供与3000万ドルは上記(1)に含まれ、かつ、関係法令の範囲内において容易化されるものとする⁹¹。

4 日韓オープン勘定残高について確認された対韓債権(約4573万ドル)

(1)10年間均分払い。金利なし。

(2)毎年度韓国の要請により、日本側の新たな同意を要せず、当該年度における日本よりの無償供与よりの減額により現金支払とみなすこととする。

5 請求権の解決

関係協定の成立時に存在する日韓両国および両国民の財産ならびに両国および両国民の間の請求権に関する問題は、サンフランシスコ平和条約第4条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されたことになる。但し、日韓両国および両国民の財産権ならびに両国および両国民の間の債権債務関係であ

⁸⁹ 日本外務省北東アジア課「日韓外相会談第7回会合記録、1965年3月29日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号733。

⁹⁰ 「日韓間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項、1965年4月3日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号739。大韓国外務部外交文書登録番号1486『이동원 외무부장관 일본 방문, 1965』フレーム番号248~251。

⁹¹ 3月30日の非公式外相会議で、椎名外相は「漁業協力資金のうち零細漁民向け4000万ドルは金利5%程度、残りの5000万ドルは5.75%程度、船舶資金3000ドルは5.5%程度をそれぞれ目途とする旨の了解を別途作成する用意がある。さらに、これらは何れも民間ベースの信用供与であるから政府として一定の金利を約束することはできない。したがって上述の金利はいわば政府としてのあっせんのための努力目標である」と述べ、商業借款の条件、特に、その中でも漁業協力資金や船舶資金の借款条件に関して政府の役割を「あっせん」という微妙な表現で示している。日本外務省北東アジア課「非公式外相会談記録、1965年3月30日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号734。

って、終戦後通常の取引、契約等から生じた関係に基づくものは影響を受けない⁹²。

- 6 日韓間の文化財問題の解決を考慮し、日韓文化協力を増進する意味をも含めて、品目その他につき協議の上日本国より韓国に対し韓国文化財を引渡す。

合意議事録(不公表 1965年4月3日)⁹³

本日イニシアルされた日韓間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項(以下「合意事項」という。)の交渉において次の了解が確認された。

- 1 合意事項5において完全かつ最終的に解決されたことになる日韓両国及び両国民の財産並びに両国及び両国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」(いわゆる8項目)の範囲に属するすべての請求権が含まれており、したがって、関係協定の発効により、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認される。
- 2 合意事項5において完全かつ最終的に解決されたことになる前記の財産及び請求権に関する問題には、現在までに大韓民国による日本漁船の拿捕から生じたすべての請求権がふくまれており、関係協定の発効により、それらのすべての請求権は、もはや大韓民国政府に対して主張しえないこととすることが確認された。

(不公表)

拝啓

本日イニシアルを了した日韓間の請求権問題解決および経済協力に関する椎名外務大臣と李外務部長官との合意事項第3項(2)に関し、次のとおり申し上げます。

今般椎名外務大臣と李外務部長官との間で了解されたとおり、船舶輸出のために期待される民間信用供与3000万ドルについては金利5.5%程度を目途とします。

昭和40年4月3日 外務省アジア局長 後宮虎郎

外務部亜州局長 延河亀 貴下⁹⁴

以上のようにして、条約の文言をめぐる議論に関しては最終の条約調印直前の交渉を待たなければならなかったが、ともかく、請求権問題に関する、日本から韓国に移転される資金量、その内訳、その名目に関しては、椎名・李東元外相会談によって、金・大平合意の内容を一部修正する形で政治的に決着したのである。この最終段階における交渉を見ると、単に、商業借款における韓国側の増額要求を日本側がそのまま受け入れたということではなかったことがわかる。

1962年11月の大平・金合意によって、確かに請求権問題解決の枠組みについて合意されたが、それが日韓それぞれの国内事情や、その他、特に漁業問題をめぐる交渉などによって、交渉の妥結が遅

⁹² 但し、条約の文言に関しては、最終段階まで議論が続いた。

⁹³ 「合意議事録、1965年4月3日」日本政府外務省、日韓国交正常化交渉第6次公開文書、文書番号739。大韓民国外務部外交文書登録番号1486『이동원 외무부장관 일본 방문, 1965』フレーム番号252～253。

⁹⁴ 「日本外務省アジア局長後宮虎郎の韓国外務部亜州局長延河亀宛て書簡合意、1965年4月3日」大韓民国外務部外交文書登録番号1486『이동원 외무부장관 일본 방문, 1965』フレーム番号254。

延した。さらに、1964年6・3事態で韓国内の反対運動が高揚することで、交渉の一時凍結を余儀なくされた。したがって、韓国国内の反日世論を緩和するために、米国の示唆もあり、対韓緊急援助を日本政府は提案することになった。しかし、韓国政府は、こうした提案に対して、既存のプラント延払い輸出の承認など、国交正常化前であっても日本から導入する資金の量を増大させ、借款条件を好条件にするという要求で代置させようとした。さらに、こうした提案に加えて、漁業問題解決のための漁業協力なども絡めて、大平・金合意によって「1億ドル以上」とされた商業借款の量を増大させるために、「3億ドル以上」という下限の拡大を試みるとともに、商業借款に漁業協力や緊急援助絡みの借款、船舶輸出のための借款など、日本政府の関与が必要な借款を絡めることによって、商業借款の条件を可能な限り政府借款の条件に接近させるような交渉を試みたのである。こうした交渉過程を経て初めて請求権問題の解決が導出されたのであり、大平・金合意が交渉の終着点ではなかったことだけは、どんなに強調しても強調しすぎることではない。

結論

最後に、日韓国交正常化交渉史における本稿の意義について、特に史料を通して新たに発見されたことを中心に確認する。

まず、請求権問題の解決を画したと言われる大平・金鍾泌合意に至るまでの交渉過程に関しては、次の三点が新しい発見として指摘できる。第一に、請求権問題の解決過程において、1961年11月の朴正熙国家再建最高会議議長の訪日、そして池田・朴正熙首脳会談の評価について、本稿では、日韓の外交史料における記録の食い違いに注目することで、首脳会談の開催は一方で確かに日韓国交正常化交渉を促進した側面はあるが、他方で、「請求権は法的根拠のあるものだ」という言葉の解釈をめぐる食い違いから、その後の請求権問題をめぐる交渉における対立をむしろ招来したことを明らかにした。第二に、韓国側の史料では、1962年3月の小坂善太郎・崔徳新外相会談の時点で、後の10月と11月における大平正芳・金鍾泌合意で韓国側が妥協したのと同じラインでの案を韓国代表団が持っていたにもかかわらず、日本側の提示した数字が余りにも期待外れであったために、むしろ、当初の訓令よりも高い金額を提示することで、結局妥協の機会を失ってしまったこと、さらに、日本側も、予想外に高い数字を韓国代表団が提示したことから、韓国側代表団に対する不信をよりいっそう強める結果をもたらしたことが明らかにされた。第三に、大平・金鍾泌合意に至る会談において、安保と経済協力を連携させる考え方、換言すれば、韓国は日本の安全保障のために貢献しているのだから日本は韓国の経済発展、そしてそれを通じた安全保障のために積極的に貢献するべきであるという、韓国側が提示した「安保経済協力」の論理を、大平は拒否したということが明らかになった。この拒否が日韓関係や日本外交に関してどのような意味を持ったのかについては、今後の課題としたい。

次に大平・金鍾泌合意以後の請求権問題に関する交渉過程については、何よりも、大平・金鍾泌合意で請求権交渉がほぼ完結したのではなく、それ以後の交渉において重要な意味を持つ交渉が行われたことを明らかにした。特に、結果として、大平・金鍾泌合意においては、明示されるかどうかは不問

にした「商業借款1億ドル以上」が、最終的には「商業借款3億ドル以上」が明示されるように「変更」された。従来は、こうした変更はある意味では「取るに足らないもの」とあるという評価が支配的であるとともに、そうした「変更」をもたらした交渉についても、ほとんど関心が向けられなかった。しかし、日韓の外交史料を比較検討することで、その交渉が、「取るに足らないこと」を韓国が要求し日本が安易に応諾したというようなものではなかったことが明らかになった。

具体的には、第一に、1964年6・3事態で現れた韓国国内の反日世論の高揚による交渉の一時凍結が、日本の対韓緊急援助を促したが、それが、大平・金合意を「変更」するような交渉力学の変化をもたらしたのである。韓国政府は、消費物資の緊急援助ではなく、プラント延払い輸出の好条件化と早期承認への配慮、韓国産農産物の輸入促進による貿易不均衡の是正を求めた。これが、商業借款の下限を増額させ、商業借款を日本政府の関与によって好条件化するための韓国側の交渉カードを提供した。第二に、本来であれば、請求権問題とは別問題であった漁業問題を請求権問題と連携させることで、漁業協力借款を商業借款の中で位置づけ、それによって商業借款の下限増額と好条件化のための交渉カードを韓国政府が獲得することができるようになった。第三に、以上のような交渉を通して、少なくとも、韓国政府にとっては、利用可能な日本からの資金導入を増額しただけでなく、その資金導入の条件をより有利な方向に持っていくことができたのである。

参考文献リスト

日本語文献

- 牛場信彦(1984)『外交の瞬間 私の履歴書』日本経済新聞社
- 太田修(2003)『日韓交渉:請求権問題の研究』クレイン
- 大平正芳回顧録刊行委員会編(1983)『大平正芳回顧録』鹿島出版会
- 木宮正史(2001)「一九六〇年代韓国における冷戦外交の三類型:日韓国交正常化・ベトナム派兵・ASPAC」小此木政夫・文正仁編『日韓共同研究叢書4 市場・国家・国際体制』、慶應義塾大学出版会、pp.91-145。
- 金東祚(林建彦訳)(1993)『日韓交渉14年の記録 韓日の和解』サイマル出版会
- 金斗昇(2008)『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉:内政外交における政治経済一体路線』明石書店
- 椎名悦三郎追悼録刊行委員会(1982)『記録椎名悦三郎 下巻』
- 吉澤文寿(2005)『戦後日韓関係:国交正常化交渉をめぐって』クレイン
- 李東元(崔雲祥監訳)(1997)『韓日条約締結秘話』PHP研究所
- 李鍾元(2009)「日韓の新公開文書に見る日韓会談とアメリカ(1):朴正熙軍事政権の成立から」『大平・金メモ』まで』『立教法学』第76号

韓国語文献

- 權五琦(1986)『權五琦政界秘話対談:現代史主役들이 말하는 政治証言』서울, 東亜日報社
- 金東祚(1986)『回想30年韓日會談』서울, 中央日報社
- 裴義煥(1992)『보릿고개는 넘었지만』서울, 내외경제신문사, 코리아헤럴드사
- 吳效鎭(1987)『정상을 가는 사람들: 오효진의 인간탐험 2』서울, 조선일보사
- 李秉喆(1986)『湖巖自伝』서울, 中央日報社
- 李東元(1992)『대통령을 그리며』서울, 고려원
- 李元德(1996)『한일과거사 처리의 원점: 일본의 전후처리외교와 한일회담』서울, 서울대학교출판부

一次史料

- 韓国政府外交史料(『韓日會談文書』韓国外交史料館所蔵)
- 日韓国交正常化交渉に関する日本政府外交文書
- 한국정신문화연구원 현대사연구소 편(1999) 『5·16과 박정희 정부의 성립(전문철)』서울, 한국정신문화연구원 현대사연구소

批評文(李碩祐)

木宮正史教授の論文は、今まで日韓両国で扱われてきた請求権問題を、新しい側面から分析することで、多くの示唆を与えている。論文で指摘しているように、今までの議論(特に、請求金額において)は、大平—金鍾泌メモを頂点として、その後の展開過程はほぼ無視してきたのが事実である。しかし木宮教授はむしろその後の展開過程に傍点を置きながら、大平—金鍾泌メモで提示された請求金額と、最終妥結での請求金額で表われる違いの原因を綿密に分析している。この論文の最大の長所であり、これからの研究にも貢献するところがあるものと期待される。

以上のような評価を前提に、次のように指摘する。

まず大平—金鍾泌メモ以後展開された日韓間交渉の力学構造を、全体的に韓国側の要求と日本側の受容という形で描いている。すなわち、韓国側の事情のみを一方向的に反映した分析という感を消すことができない。外交は相手がある行為で、いずれか一方の要求だけでは成立しない。それならば、韓国側の要求を受け入れるしかない日本側の内部事情、あるいは国内事情もあったはずだという点は、推測に難くない。例えば、アジアの国々への補償／賠償がほとんど成立した状況で、代表的な植民地被害国である韓国に対する請求権が解決されないことで引き起こされる日本の国際社会での地位及び外交的困難などを克服すべきだという点が、重く考慮されたはずである。このことへの分析を通じて、バランスのとれた記述が必要である。

そして論文で指摘している「安保経済協力」の論理についてである。「安保経済協力」論理は、明治以後朝鮮半島を日本の安全に絶対的に重要な地域と位置づけた、いわゆる日本の「朝鮮半島利益線論」の逆説と見るべきであろう。朝鮮半島利益線論は、戦後日本では「釜山赤旗論」として一般に広がっている。このような歴史的背景を前提にすると、安保経済協力の論理は軍事的視点を重視する韓国の軍事政権としては十分に想定できるものであり、1980年代第5共和国の軍事政権時も、これが日韓両国間に公開的に議論されたことがあるという点を考慮する必要があるだろう。

批評文へのコメント(木宮正史)

まず、請求権問題に関する日韓交渉は、1962年11月の金鍾泌・大平正芳会談によって、ほぼ妥結したという既存の通説に対して、それ以後の交渉過程の重要性を明らかにしたという本論文の意義を十分に認めたコメントをいただいたことに対して、深く感謝を申し上げたい。そのうえで、コメントで指摘した二つの点について、議論することにした。

第一に、金・大平メモ以後の請求権問題をめぐる日韓の交渉力学に関して、韓国側の事情を重視しているのに対して日本側の事情があまり考慮されず、結果として韓国の攻勢と日本の受容という図式を提示したことに対する疑問が提起されている。この点に関して、筆者の専門が韓国政治外交史であり、主として韓国側に焦点を当てることになったことは認めざるを得ない。にもかかわらず、日本側の外交文書も相当程度使用することで、日本側の内部事情、例えば、外務省と大蔵省との関係、さらに、自民党内の政治力学などに関しても、ある程度は目配りをしたつもりである。ただ、李碩祐氏の指摘は、そうした政治力学の背景にある、日本外交を取り巻く条件についての分析が欠けているということであるように思われる。

この点に関して、次の点を指摘しておきたい。外交文書を読んで感じるのは、日韓交渉において、一方で、日本政府の側に、反共陣営の結束とそのための経済協力という外交構想があったことは確かだが、他方で、実際の交渉過程では、より具体的な争点、例えば、請求権の名目や金額をどのように査定し、それを他の官庁や国会、国民にどのように説明するのかなどが優先的に考慮されたということである。したがって、交渉過程の分析としては、そうした日本の外交構想は前面には出てこないという点だ。

第二の安保経済協力に関する問題提起であるが、安保経済協力の発想は、日韓ともに共有されたものではないかという趣旨だと考えられる。筆者も、それを否定するつもりは全くないし、本論文でも安保経済協力の発想に関して日韓が共有していなかったとは論じていない筈だ。本論文では、実際の交渉過程において、韓国側、具体的には金鍾泌が、請求権問題に関する日本側の譲歩を引き出すために「安保経済協力」の論理を持ち出したのに対して、大平がその論理に否定的な立場に固執したということだ。こうした事実に基づいて、筆者は、日本側が安保経済協力の論理を否定したと主張するつもりは全くない。そうではなく、なぜ、大平が、日韓交渉を支える安保経済協力の論理に関して、「そんな論理を持ち出すべきでない」と金鍾泌を「叱咤」するようにして反論したのか、という問題である。単純に、交渉戦術上、韓国側の要求を遮断するためにやっただけだとも考えられるかもしれない。しかし、筆者は、それだけに帰着されないのではないかと考える。そこには、反共陣営の結束とそのための安保経済協力ということだけには帰着されないような、「もう一つ別の日韓関係」を大平が構想していたのではないかという問題提起をしたかっただけである。ただ残念ながら、筆者には、それを裏付ける明確な証拠を提示できていない。